

第 1 回

山口県央部 1 市 4 町
合併協議会
会議録

(平成 16 年 9 月 11 日)

山口県央部 1 市 4 町合併協議会

第1回 山口県央部1市4町合併協議会 会議録

日 時 平成16年9月11日(土曜日) 午後4時00分~午後7時20分

場 所 宇部72アジススパホテル

議 事

(報告事項)

- 報告第 1号 山口県央部1市4町合併協議会設置に至る経緯
- 報告第 2号 山口県央部1市4町合併協議会規約及び協議書
- 報告第 3号 山口県央部1市4町合併協議会幹事会規程
- 報告第 4号 山口県央部1市4町合併協議会専門部会規程
- 報告第 5号 山口県央部1市4町合併協議会事務局規程
- 報告第 6号 山口県央部1市4町合併協議会財務規程
- 報告第 7号 山口県央部1市4町合併協議会組織体制

(協議事項)

- 協議第 1号 山口県央部1市4町合併協議会会議運営規程(案)
- 協議第 2号 山口県央部1市4町合併協議会小委員会設置規程(案)
- 協議第 3号 山口県央部1市4町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(案)
- 協議第 4号 平成16年度山口県央部1市4町合併協議会事業計画(案)
- 協議第 5号 平成16年度山口県央部1市4町合併協議会予算(案)
- 協議第 6号 合併協定項目の調整方針(案)
- 協議第 7号 合併協定項目
- 協議第 8号 合併の方式
- 協議第 9号 合併の期日
- 協議第10号 新市の名称
- 協議第11号 新市の事務所の位置
- 協議第12号 財産及び公の施設の取扱い
- 協議第13号 地方税の取扱い
- 協議第14号 条例、規則等の取扱い
- 協議第15号 行政組織及び機構の取扱い
- 協議第16号 公共的団体等の取扱い
- 協議第17号 慣行の取扱い
- 協議第18号 各種事務事業(総務関係)の取扱い

- 協議第 19号 各種事務事業（電算システム事業）の取扱い
- 協議第 20号 各種事務事業（消防防災事業）の取扱い
- 協議第 21号 各種事務事業（都市計画事業）の取扱い
- 協議第 22号 各種事務事業（建設事業）の取扱い
- 協議第 23号 各種事務事業（下水道事業）の取扱い
- 協議第 24号 各種事務事業（水道事業）の取扱い
- 協議第 25号 各種事務事業（学校教育事業）の取扱い
- 協議第 26号 各種事務事業（社会教育事業）の取扱い
- 協議第 27号 新市建設計画
- 協議第 28号 議会議員の定数及び任期の取扱いの取扱い
- 協議第 29号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
- 協議第 30号 一般職の職員の身分の取扱い
- 協議第 31号 地域審議会等の取扱い
- 協議第 32号 特別職の職員の取扱い
- 協議第 33号 使用料、手数料等の取扱い
- 協議第 34号 補助金、交付金等の取扱い
- 協議第 35号 町名・字名の取扱い
- 協議第 36号 国民健康保険事業の取扱い
- 協議第 37号 介護保険事業の取扱い
- 協議第 38号 各種事務事業（広報広聴事業）の取扱い
- 協議第 39号 各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱い
- 協議第 40号 各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱い
- 協議第 41号 各種事務事業（児童福祉事業）の取扱い
- 協議第 42号 各種事務事業（その他の社会福祉事業）の取扱い
- 協議第 43号 各種事務事業（保健・医療事業）の取扱い
- 協議第 44号 各種事務事業（生活環境事業）の取扱い
- 協議第 45号 各種事務事業（農林水産事業）の取扱い
- 協議第 46号 各種事務事業（商工・観光事業）の取扱い
- 協議第 47号 各種事務事業（コミュニティ施策）の取扱い
- 協議第 48号 各種事務事業（その他事業）の取扱い

（その他）

出席者（会長、副会長含む）（47名）

会 長	合 志 栄 一				
副 会 長	飯 田 宏 史	岩 城 精 二	藤 生 通 陽	伊 藤 青 波	
委 員	渡 辺 純 忠	篠 原 宣 行	緒 方 甫	岡 村 久 寿 男	
	三 戸 基 文	武 田 寿 生	河 村 秀 夫	三 好 溥 眞	
	武 永 輝 男	吉 松 米 雄	梶 本 孟 生	重 田 勝 利	
	山 本 武 義	山 田 好 男	井 上 一 雄	氏 永 東 光	
	澤 田 正 之	原 田 欣 知	本 永 勝 昭	中 川 啓 三	
	山 本 繁 正	中 野 勉	山 口 富 美 子	國 安 克 行	
	塩 見 侃 三	重 田 強 子	石 田 光 一 郎	渡 邊 公 智	
	松 本 悟 朗	牧 徹	福 江 香 代 子	林 國 雄	
	高 野 義 一	村 田 康 子	江 本 芳 子	藤 田 義 正	
	下 田 與 志 雄	藤 井 喜 與 子	千 々 松 正 直	岡 田 実	
	櫻 部 裕 人	棟 久 和 佳			

監査委員（3名）

山 本 修 三 田 中 義 明 宮 内 清 次

欠席委員（1名）

岡 部 達 矢

[午後4時00分 開会]

【重見事務局長】

定刻となりましたので、ただ今から山口県中部1市4町合併協議会を開催いたします。本日は台風の爪痕も残っております。このような中、大変お忙しい時、ご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。それではまず本日の会議につきまして、まだ山口市の4号委員さん岡部委員さんがお見えになっておりませんが、協議会規約によりまして本協議会は成立をいたしております。ご報告を申し上げます。

また、山口県中部1市4町合併協議会規約第6条に、会長・副会長は1市4町の長が協議して選任することと規定をされております。その協議の結果、会長に合志栄一山口市長、副会長には飯田宏史阿知須町長、岩城精二小郡町長、藤生通陽秋穂町長、伊藤青波徳地町長が就任することとなっております。また、規約第8条に「会長に事故あるときまたは会長が欠けたときには、副会長のうちから1市4町の長が協議した者が会長の職務を代理する。」ということになっております。会長の職務代理者には飯田阿知須町長さんが就任されましたことを併せてご報告を申し上げます。

それでは最初に、本協議会の会長であります、合志栄一山口市長にご挨拶をお願いいたします。

【合志会長】

こんにちは。山口県中部1市4町合併協議会の会長の役を務めることになりました合志でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。この会長の役を務めますのは、2市4町の合併協議会、それから1市3町の合併協議会、そして1市4町の合併協議会と3回目でございます。委員の皆様もそれぞれ3回目の方々もあるかと思いますが、この度の1市4町の合併協議会は必ず合併を成し遂げると、そういう決意で委員の皆様と共に合併協議に臨んでいきたいと、強く心に位置しているところでございます。

4月の26日に2市4町の合併協議会が休止になりまして、そして1市3町の合併協議会がその後立ち上がりまして、そして今日、1市4町、徳地町さんも新たに加わられまして山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町の1市4町で合併協議会が発会することになったわけでありまして。いろんなことがございましたけれども、確実に30万中核都市実現に向けて歩みを進めているという感を持っているところでございます。

2回ほど台風で1市4町の協議会の開催が延びました。今日、ある意味では緊急的なかたちではございましたけれども、第1回の1市4町の合併協議会を持つことになったわけでありまして。台風の被害がそれぞれあるかと思うわけですが、そういう中におきまして、ほとんどの合併協議会の委員さんがご出席いただきまして、本日の第1回の合併協議会を持つことができましたことに、この合併実現に寄せる強い思いというものを感ずる次第でございます。限られた期間ではございますが、熱心な協議をいたしまして立派な合併を実現していく、そういう思いで取り組んでまいりたいと思います。委員の皆様方のご協力とそしてご指導ご支援を心からお願い申し上げます。会長就任そしてまた本日の会を始めるに当たってのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

【重見事務局長】

どうもありがとうございました。次に副会長であります、飯田宏史阿知須町長にご挨拶をお願いいたします。

【飯田副会長】

皆さん、こんにちは。まず、台風16号、18号に被災された方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、昨年3月に2市4町の法定協を立ち上げて以来、1市3町、1市4町の法定協が立ち上がったわけですが、次なる法定協はないと思います。と申しますのも、本法定協も県央2市4町30万中核都市をつくる、その道筋をつけるという合併協であるわけですが。どうか、合志会長のリーダーシップと皆様方のご理解ご協力によって、本協議会がスムーズに運営することをお祈り申し上げます。

まして、ご挨拶とします。よろしく申し上げます。

【重見事務局長】

どうもありがとうございました。次に、同じく副会長であります、岩城精二小郡町長にご挨拶をお願いいたします。

【岩城副会長】

皆さん、こんにちは。21世紀の将来を目指す地域づくり、まちづくりに、今日第1回目、徳地町をお迎えしてできることを本当に心から喜んでおります。もう残された時間は僅かでありまして、皆さんと共に全力を出しきって、そしてすばらしい広域圏生活の新しいまち、合併ができるように、共に努力をしてみたいと思います。ひとつよろしくお願い申し上げます。

【重見事務局長】

ありがとうございました。同じく副会長であります、藤生通陽秋穂町長にご挨拶をお願いいたします。

【藤生副会長】

皆さん、こんにちは。2市4町からいろんな紆余曲折があったわけでありまして、こうして今日、1市4町ということで、台風が影響ありましたが、第1回の会合を持つことができました。今までの経験といえますか、大きな勉強をしたわけでありまして、これから更なるまちづくりのために、それぞれの英知を出し合って何とかこれをまとめなければならないというふうに思っています。それぞれ委員さんの皆様方のご協力、そしてまた熱心なるご議論をお願い申し上げます。大変ご苦労様でございます。

【重見事務局長】

ありがとうございました。次に、同じく副会長であります、伊藤青波徳地町長にご挨拶をお願いいたします。

【伊藤副会長】

皆様、こんにちは。18号の台風で、まだ各市町で復旧作業が続いていると思いますが、徳地町も昨日の11時半に数件残しておりますが、やっと電気が通りました。徳地町は水道がないところでありまして、井戸水でありまして、ほとんどの世帯で電気がないと水が汲めません。そのことで山口市さんからも本当に、大変な中で給水車、自衛隊の方も出していただきましたけれども、山口市さんからも出していただきまして、本当に町民が助かりました。この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

また、今日第1回の1市4町の法定協ということであります。山口市さん、小郡町さん、秋穂町さん、阿知須町さんの皆様方には、いろいろとご迷惑もおかけすると思いますが、今日から一緒になりまして新市建設に向けて、協議をしていきたいと思っております。やはり大事なことは30万があるわけでありまして、当面は1市4町の市民・町民にとってよりよい合併をつくっていくということが、大変重要であろうかと思っております。今日から皆さんと共に一緒に協議できますことを大変うれしく思っております。どうかよろしくお願いいたします。挨拶とさせていただきます。

【重見事務局長】

どうもありがとうございました。それでは、続きまして委嘱状の交付を行います。本来ならば委員の皆様お一人、お一人にお渡しすべきでございますけれども、時間の関係上、代表者お一人の方にお渡しし、各委員さんにおかれましては、あらかじめお席のほうに委嘱状をお届けしておりますのでご確認をいただきまして、ご了承をお願いしたいと思います。

それでは、委員を代表されまして、徳地町の藤田義正さんに委嘱状をお受け取りいただきたいと思っております。ご足労をおかけいたしますけれども、前のほうにお願いをいたしたいと思います。

(合志会長より藤田委員へ委嘱状伝達)

【重見事務局長】

それでは本日は、第1回の協議会ということで、本来ならご出席いただいております委員の皆様に一

言ご挨拶並びにご紹介をさせていただくところでございますけれども、これも時間の都合等もございません。また、委員の皆さんのほとんどが、2市4町の協議会、または1市3町の協議会から引き継いで、委員になられておりますので、お顔等も、もうお馴染みではないかというように思っています。大変申し訳ありませんけれども、本日は委員の紹介は省かせていただきたいと思います。ご了承お願いしたいと思います。なお、お手元に配席表、それから会議資料の1ページに委員名簿を載せてございますので、そちらのほうを参考にさせていただきたいと思います。

それでは、本日の資料の確認をしたいと思います。恐縮ですが座って説明させていただきます。まず、本日お配りをしております資料といたしましては、A3の一枚紙、二つ折りにされていると思いますけれども、「会議次第」それから資料3の「議会議員の定数及び任期の取扱い」の資料がございます。それからA3の会議次第の右下に載せておりますけれども、「その他の資料」といたしましては、すでにお送りしているものでございます。また先ほど申し上げましたように机の上に各委員さんの委嘱状を置いております。ご確認をいただきたいと思います。もしお手元に不備がございましたら、遠慮なく事務局まで申し出ていただきたいと思います。

それでは、山口県中部1市4町合併協議会規約第10条によりまして、会長が会議の議長となると定められておりますので、会長のほうで議事進行について、よろしく願いをいたします。

【合志議長】

それでは、規約によりまして、議長として会議の進行をさせていただきますので、ご協力お願い申し上げます。

後ほど、協議をしていただく予定といたしておりますが、協議会会議運営規程におきまして、会議録を調製すること、また会議録署名委員を2名とし、会長が指名することとなっておりますので、本協議会の署名委員として2号委員さんからお一人、4号委員さんからお一人とし、順番に指名していくことにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。突然の指名になりまして恐縮でございますが、今回は山口市の梶本孟生委員さん、それから徳地町の千々松正直委員さんにご署名をお願いしたいと思います。また、お願いであります。議事録の作成上発言をされます場合には、挙手されまして、所属市町とお名前を最初に述べていただきますよう、ご協力お願い申し上げます。

続きまして、協議に先立ちましてお諮りいたしたいと思います。このことにつきましては、「会議の公開・非公開について」でございます。後ほど、協議をしていただく予定といたしておりますが、協議会会議運営規程におきまして、「会議は原則として公開する。」となっております。このことにつきましては、本日の会議におきまして、後ほど、ご協議いただき決めていただくということになるわけでございますが、2市4町の協議会するとき、また1市3町での協議会するときも、原則公開といたしておりました。つきましては、本協議会におきまして、原則公開とすることとし、本日の会議も公開としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【合志議長】

それでは、本協議会におきましては、原則公開とし、本日の会議も公開とさせていただきます。それから、会議に入ります前に、ひとつお願いがあります。この度の台風の影響によりまして急な中止や延期等によりまして、会議資料につきましては、先ほど事務局から説明もありませんが、本来であれば、延期となりました9月7日にご使用いただく予定であった会議資料をそのまま、本日ご使用いただくということであります。表紙の日時、議案等の提出日、規程(案)等の施行日等が、「9月7日」になっただけでございます。大変申し訳ありませんが、事情をお察しいただきまして、「9月7日」を「9月11日」と読み替えていただきますよう、お願いをいたします。

それでは、会議次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。会議次第4「報告事項」に入ります。報告第1号から第7号まで、事務局から一括して報告をお願いいたします。

【松永総務課長】

それでは報告第1号の「山口県中部1市4町合併協議会の設置に至る経緯」についてでございます。会議資料の2ページ、3ページをご覧くださいと存じます。人口30万中核都市の実現を図るための第一段階の取組みとして、1市4町の枠組みで、8月23日、「山口県中部1市4町合併協議会」を設置いたしまして、本日、第1回の合併協議会開催の運びとなったところでございます。

次に、報告第2号の「山口県中部1市4町合併協議会規約及び協議書」についてでございますけれども、内容につきましては省略させていただきます。1市3町のとくと変更箇所が一つございます。規約第15条の監査のところでございますけれども、監査委員2名が、3名となりましたのでよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして8ページでございますけれども、協議会規約に基づきまして、1市4町の長が協議して定める事項に関する協議書につきまして説明申し上げます。まず、協議して定めた事項につきましては、1といたしまして、委員の定数を43人とすること。2といたしまして、会長は山口市長をもって充てること。副会長は、小郡町長、秋穂町長、阿知須町長及び徳地町長をもって充てること。3といたしまして、委員のうち、学識経験を有する者は、各市町からそれぞれ4人、また、山口県職員は3人とすること。4といたしまして、会長の職務代理者は、阿知須町長をもって充てること。5、6、8につきましては、幹事会規程、専門部会規程、事務局規程、財務規程を定めてございます。7といたしまして、監査委員は、小郡町、秋穂町及び徳地町の代表監査委員とすることを確認したものでございます。なお、本日は第1回の協議会でございますので、小郡町、秋穂町、徳地町の代表監査員のご出席をいただいております。どうもありがとうございました。

続きまして、報告第3号の「山口県中部1市4町合併協議会幹事会規程」についてでございます。会議資料では、11ページから13ページとなります。幹事会は、事務方の最終調整機関としての役割を担うものでございます。メンバーといたしましては、13ページの別表に掲げておりますけれども、各市町の総務、企画、財政担当課長といたしております。

次に、報告第4号の「山口県中部1市4町合併協議会専門部会規程」についてでございます。会議資料では、14ページから17ページとなります。専門部会規程につきましては、幹事会の下に属する機関でございます。協議会の担当する事務について専門的に協議、調整するものでございます。17ページにありますように総務、企画、財務など11の専門部会を設けております。

続きまして、報告第5号の「山口県中部1市4町合併協議会事務局規程」でございます。資料では、18ページから21ページとなります。協議会の全般的な事務を所掌するものでございまして、職員につきましては、事務局長の下に、総務課、計画調整課を設けることといたしております。職員数は、1市4町の職員と県職員を含めまして20名の体制でございます。

それから、報告第6号の「山口県中部1市4町合併協議会財務規程」については、会議資料では22ページから25ページでございます。これにつきましては山口市の財務の取扱いに準じて運用していくことといたしております。

報告事項の最後でございますけれども、第7号の「山口県中部1市4町合併協議会組織体制」についてでございます。資料では26ページから27ページでございます。組織体制につきまして、組織と人数をお示したものでございます。以上、報告事項についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

【合志議長】

ただ今の事務局から「報告事項」の説明がございましたが、何かご意見ご質問がありますでしょうか。

(質疑なし)

【合志議長】

それでは報告事項は終わりました。次に、会議次第の5「協議事項」に入ります。まず、協議第1号

から協議第3号まで事務局から一括して説明をお願いいたします。

【松永総務課長】

それでは、説明のほうをさせていただきます。会議資料は29ページから31ページでございます。本協議会の会議の運営に関して必要な事項を定めるものでございます。まず、第2条で、会議は原則として公開すること、第5条に、議事の進行でございますけれども、会議の進行にあたりましては、全会一致を原則とするが、意見が分かれた場合、出席委員の3分の2以上で決する旨の規定とするものでございます。第6条は、会議は傍聴できる規定をしております。第7条から第9条までは、会議録の規定でございます。第10条につきましては、規律を定めるものでございます。

続きまして、協議第2号の「山口県央部1市4町合併協議会小委員会設置規程」につきましては、会議資料の32ページ、33ページをお開きくださいませ。小委員会の設置に関しまして、必要な事項を定めるものでございます。第2条に所掌事項として、協議会から付託された事項につきまして調査、審議を行うものでございます。第3条は委員についての規定、第4条は組織、第5条は会議に関する規定で、第6条は関係者等の出席、第7条は小委員会での審議の経過及び結果については、協議会へ報告を義務づけているところでございます。

続きまして、協議第3号の「山口県央部1市4町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程」でございます。34ページ、35ページでございます。協議会委員等の報酬及び費用弁償につきまして、必要な事項を定めるものでございます。第2条に報酬の額、第3条に費用弁償の額を定めております。

説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくお申し上げます。

【合志議長】

それでは、協議第1号「山口県央部1市4町協議会会議運営規程(案)」、協議第2号「山口県央部1市4町合併協議会小委員会設置規程(案)」及び、協議第3号「山口県央部1市4町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(案)」につきまして、何かご意見ご質問ございますでしょうか。

(質疑なし)

【合志議長】

特にないようでしたら、協議第1号から第3号につきましては、原案のとおり確認させていただいたものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【合志議長】

ありがとうございます。それでは原案のとおり確認いたします。

続きまして、協議第4号「平成16年度山口県央部1市4町合併協議会事業計画(案)」と、協議第5号の「平成16年度山口県央部1市4町合併協議会予算(案)」につきまして、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【松永総務課長】

それでは、説明申し上げます。会議資料では36ページ、37ページになります。37ページでございますけれども、事業内容といたしましては、会議の開催、情報提供及び広報啓発活動の実施、調査研究事業としての電算システム、条例規則の調査研究を行うものでございます。

続きまして、平成16年度予算案の説明でございます。会議資料の38ページから40ページでございます。この予算の期間につきましては、法定協議会の設置から年度末までの間における協議会の運営経費、事務局の運営経費等に係る経費を計上させていただいたところでございます。まず39ページの歳入につきましては、上段のほうでございますけれども、構成団体負担金といたしまして、2,754万円。この内訳は会議資料の40ページにお示しいたしております。その他、預金利息1千円を合わせ

まして、歳入につきましては2,754万1千円を計上させていただいたところでございます。歳出につきましては、総務管理費といたしまして、協議会運営費に関する会議運営費として、202万9千円、事務局運営費として、569万7千円を計上したものでございます。次に、事業費の事業推進費では、協議会だよりの印刷、新市まちづくり計画等の印刷、電算調査等合わせまして1,881万5千円を計上したものでございます。なお、予備費の100万円と合わせまして、歳入と同じく2,754万1千円としたものでございます。

協議第4号及び協議第5号の説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

【合志議長】

それでは、協議第4号「平成16年度山口県央部1市4町合併協議会事業計画(案)」及び、協議第5号「平成16年度山口県央部1市4町合併協議会予算(案)」につきまして、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

(質疑なし)

【合志議長】

特にならぬようございましたら、協議第4号と第5号につきましては、原案のとおり確認させていただいたものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【合志議長】

ありがとうございます。それでは原案のとおり確認いたします。

続きまして、協議第6号「合併協定項目の調整方針(案)」及び、協議第7号「合併協定項目」につきまして、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【山根計画調整課長】

それでは、協議第6号合併協定項目の調整方針案についてご説明を申し上げます。会議資料の41ページをご覧ください。ご承知のとおり、山口県央部1市3町合併協議会におきましては、合併協定項目の調整方針につきましては、山口県央部合併協議会における調整方針を尊重し、これまでに確認された調整項目について、引き継ぐことを基本とする。このように確認されました。新しい1市4町の枠組みにおきましても、両協議会のこれまでの協議を尊重し、合併協定項目の調整方針案は、ここに記載のとおり山口県央部合併協議会、または山口県央部1市3町合併協議会における調整方針を尊重し、これまでに確認された調整項目については、引き継ぐことを基本とするものでございます。なお、1市3町合併協議会では、第1回、第2回の協議会で42の協定項目のうち19の項目で調整案に確認されたところでございますが、山口県央部合併協議会及び山口県央部1市3町合併協議会の両協議会をとおしまして、未確認の調整項目は、議会議員の定数及び任期の取扱い、地域審議会等の取扱い、そして新市建設計画の3項目でございます。合併協定項目の調整方針案につきましては、以上でございます。

引き続きまして、協議第7号合併協定項目についてご説明申し上げます。資料につきましては、会議資料の42ページから46ページでございます。本協議会で協議いたします合併協定項目は、山口県央部合併協議会、または山口県央部1市3町合併協議会の協議を尊重することを踏まえ、資料にお示ししておりますとおり基本4項目を含め42の協定項目となります。これらの項目につきましては、今後協議していただき、基本的には合併協定書に盛り込むものとなります。

また、資料の45ページ、46ページには、参考資料として、事務一元化の基本的考え方と調整方針についてお示ししておりますとおり、住民負担やサービスの公平性を期する観点から、速やかに新市の一体性の確保を努めなければなりません。しかしながら、それぞれの市町で、さまざまな行政サービス

を提供しているため、新市移行期において、負担やサービスに急激な変化が生じることから、激変緩和等の措置を図る必要がございます。そのため、合併後、直ちに事務事業の一元化を図ることが困難なものにつきましては、激変緩和等の措置を講じることにより、急激な変化を避けることとしており、その調整方針として、「新市移行後速やかに調整する。」また「新市移行後当分の間は現行どおりとし、随時調整する。」ものがございますが、前者につきましては、3年を目途に、後者につきましては、5年を目途に新市の状況を計りながら調整を図るものでございます。

協定項目につきましては、以上でございます。

【合志議長】

それでは、協議第6号「合併協定項目の調整方針(案)」及び、協議第7号「合併協定項目」につきまして、ご意見ご質問ありますでしょうか。

(質疑なし)

【合志議長】

特にないようでありましたら、協議第6号と第7号につきましては、原案のとおり確認させていただいたものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【合志議長】

では、原案のとおり確認いたします。

次に協議第8号「合併の方式」に入りたいと思います。先ほどの、協議第6号の「合併協定項目の調整方針」におきまして、「山口県央部合併協議会又は山口県央部1市3町合併協議会における調整方針を尊重し、その確認済みの調整項目については、引き継ぐことを基本とする。」ということでご確認をいただいたところであります。

また、この「合併の方式」の項目につきましては、2市4町、1市3町、両方の協議会におきまして、それぞれ『新設合併』ということで、確認済みでございます。つきましては、先ほどご確認をいただきました、調整方針を踏まえまして、1市4町協議会におきましても『山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町及び徳地町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。』という調整案を提出するものであります。このことにつきましてご意見ご質問ございますでしょうか。

(質疑なし)

【合志議長】

特にないようでございます。それでは、協議第8号「合併の方式」につきましては、原案のとおり「新設合併」と確認させていただいたものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【合志議長】

では、新設合併ということで確認いたします。

続きまして、協議第9号「合併の期日」についてでございます。「合併の期日」につきましては、1市3町の協議会で、「平成17年10月1日」と「平成17年10月11日」と「平成18年1月1日」の三つに絞りまして、正副会長でもう少し検討をさせていただくということでごございました。

その後、正副会長で検討いたしました結果、新市の新年度予算に新市長の考えを反映させて通年予算

を編成することができる、10月が望ましい。また、合併が議決されればできるだけ早いほうがよい。ということで、正副会長の間では、「平成17年10月1日」が最適であるという意見が出てきているところでございます。しかしながら、徳地町さんが新たに加わられたこともございまして、電算業務等、合併の準備事務につきまして、再度検証していく必要もございまして。

したがって、この項目につきましては、もう少しお時間をいただきまして、正副会長で再度検討させていただきたいと思うものでございます。そういう次第で、この「合併の期日」につきましては、継続協議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【合志議長】

それでは、協議第9号「合併の期日」につきましては、継続協議といたします。

続きまして、協議第10号「新市の名称」につきまして協議してまいりたいと思います。「新市の名称」につきましては、2市4町の協議会、1市3町の協議会ともに『山口市』ということで確認されております。先ほどの調整方針を踏まえまして、本日、本協議会におきましても、「新市の名称」を『山口市』として提出するものであります。「新市の名称」につきまして、ご意見ご質問でございますでしょうか。

(質疑なし)

【合志議長】

特にならぬでございます。それでは、協議第10号「新市の名称」につきましては、原案のとおり『山口市』と確認させていただいたものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【合志議長】

それでは、『山口市』と確認させていただきます。

続きまして、協議第11号「新市の事務所の位置」につきまして協議してまいりたいと思います。このことにつきましては、1市3町の協議会におきましては、2市4町の協議会での最終会長案を基に調整をした案で、確認をされたところでございます。1市4町におきましても、その案を引き継ぎたいと思っております。それでは、調整案を事務局より読み上げまして、後ほどご意見を賜りたいと思います。

それでは事務局お願いいたします。

【山根計画調整課長】

会議資料の53ページをお開きください。それでは読ませさせていただきます。

調整案

新市の事務所の位置は、新市発足時は現在の山口市役所の位置とする。新市の事務所の方式は、住民サービスの低下を招かないよう、総合支所方式とし、現在の1市4町それぞれの役所及び役場に総合的な機能を持つ支所を置く。なお、新市における将来の事務所の位置については、新市において、住民の利便性や新市の均衡あるまちづくりに配慮し、協議検討するものとする。

附帯決議

将来の事務所の位置については、新市発足後、速やかに新市の事務所の位置に関する審議組織を設置し、協議検討を行うものとする。その協議に当たっては、新山口駅周辺が適地であるという意見を踏まえながら、県央中核都市にふさわしい位置を考慮し、整備については新市発足後10年を目途に審議すること。

以上でございます。

【合志議長】

それでは、この調整案につきまして、ご意見ご質問ありますでしょうか。

(質疑なし)

【合志議長】

特にないようであれば、協議第11号「新市の事務所の位置」につきましては、原案のとおり確認させていただいたものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【合志議長】

それでは、原案のとおり確認いたします。

次の協議事項に入ります。次は協議第12号から協議第26号までを、事務局から一括して説明をいたします。また、これらの協議事項は、1市3町の協議会での確認済みの事項で、徳地町も調整案を尊重されるということでございますので、まことに恐縮でございますが、説明の後、まとめて協議・確認してまいりたいと思います。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

【山根計画調整課長】

先ほど協議第6号の合併協定項目の調整方針案におきまして、「これまで確認された調整項目については、引き継ぐことを基本とする。」ということが確認されたところでございます。つきましては、事務事業の一元化調整にあたりましては、この確認事項を踏まえました調整案をお示ししていくものとなります。

まず、資料の訂正をお願いいたします。会議資料の130ページをお開きください。ここの事業実施市町の防府市の列を削除して下さるようお願いいたします。次に146ページをお開きください。こちらも同様に防府市の列を削除して下さるようお願いいたします。次に資料1の調整方針案の総括比較表の1ページをお開きください。協定項目の4でございますが、新市の事務所の位置、これの1市4町調整案のところでございますが、現在同左となっているところでございます。左の1市3町確認済み調整案の上から4行目、ここの1市3町を1市4町に書き換えて、訂正したものを1市4町の調整案にしてくださいようお願いいたします。

資料につきましては会議資料の57ページの協議12号協定項目5の「財産及び公の施設の取扱い」から順に156ページの「各種事務事業(その他事業)の取扱い」まで製本しております。次に資料2と資料5と資料6に事務事業一元化分析調書等の製本資料、また資料1と資料4に調整方針案の総括比較表を用意しております。なお、本日はこの総括比較表を中心に説明させていただきます。

それでは、協議第12号協定項目第5号「財産及び公の施設の取扱い」からご説明を申し上げます。では、資料1比較表、1ページをご覧ください。「財産及び公の施設の取扱い」につきましては、これまでの枠組み同様に、合併後の新市の一体性の観点から、合併前の市町が所有していた財産等は新市に引き継ぐこととし、また公の施設におきましても、施設を共有して使用できるメリットから、これも新市に引き継ぐこととしております。

また、1市4町には山口市宮野財産区がございます。この既存の財産区の取扱いについても両協議会同様、「山口市宮野財産区の財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。」ものでございます。なお、調整方針としての実質的な変更はございませんが、枠組み変更により、調整案において、1市4町に記述を書き換えたものでございます。

次に、協定項目8の「地方税の取扱いについて」でございます。この取扱いにつきましては、全部で

8件ございますが、前協議会の確認のうち変更を生じたものは2件でございます。

まず、特別土地保有税でございます。免税点について、徳地町とそれ以外の市町との間に相違がございますが、地方税法第595条の規定する都市計画区域を有する市町村であることから、山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町の例により調整するものでございます。

また、鉱産税でございますが、山口市及び徳地町に制度があることから、山口市、徳地町の例により調整することとしています。この2件以外の事務事業につきましては、1市3町で確認された調整案を引き継ぐものでございます。

次に協議第14号の協定項目12、「条例、規則等の取扱い」でございます。この取扱いについては、調整の方針と整備の方針の二つの項目で調整しておりますが、このうち、変更した箇所は、調整の方針において1市4町に記述変更したもので、実質的な変更はございません。

続きまして協議第15号、協定項目13「行政組織及び機構の取扱い」でございます。新設合併によりまして、1市4町は廃止されることから、これと同時にあらゆる組織機構も消滅するため、新市の事務処理に必要な機構や組織につきましては、新市が発足の際に条例で定め、新市において市長の職務執行者が新たに設置しなければなりません。

また、新市の組織機構につきましては、地方自治法の本旨に則り、住民福祉の向上と共に最小の経費で最大の効果をあげることを基本原則とする整備が必要でございますが、合併時において住民サービスに急激な変化を期たさないよう更に住民の意見や地域の実情を施策に反映することができるように、事務の効率化と住民の利便性の均衡を図りながら、良質なサービスを提供できる組織機構が必要でございます。

この取扱いにつきましては、以上のことを踏まえ前協議会の協議で確認されたところでございます。この度の調整案においても確認された基本方針には変更はございません。ただ、現行の各組織から管理機能の一部を除き、住民サービスの窓口及び地域振興の拠点となる、総合支所を設置し、庁舎は現有庁舎を有効活用することから、2の具体的な整備方針の におきまして、阿知須町の次に徳地町を加えるものでございます。

次に協議第16号、協定項目16の「公共的団体等の取扱いについて」でございます。合併市町の一体性の確立の面、また、合併特例法に規定する「市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。」とする趣旨から、整備の方針はここに掲げるとおり、これまでの枠組み同様とするものですが、こちらも枠組み変更により、調整案において、1市4町と記述の変更を行ったものでございます。

引き続き協議第17号、協定項目19「慣行の取扱いについて」でございます。「市町章、市町民憲章、市町民歌」、それと「花、木、花木」そして「都市宣言」これらの取扱いの調整を行いました。調整案は、これまでの枠組み同様に「新市において調整する」というものでございます。

協議第18号、協定項目22の(1)でございますが、「各種事務事業(総務関係)の取扱い」でございます。この取扱いは、全部で7件ございますが、変更を生じたものは、個人情報保護制度の1件でございます。個人情報の保護に関する法律の規定を盛り込んだ、個人情報保護条例を秋穂町とともに徳地町も制定していることから、「秋穂町、徳地町の例により調整する。」ということでございます。

次に協議第19号、協定項目22の(2)「各種事務事業(電算システム事業)の取扱い」でございます。この取扱いにつきましては、基幹系システム及び行政内部システムについては、市民サービスの低下を招かないことを目標に、優先順位の高いものから統合し、また、個別のシステム及びパソコンシステムについては、各事務事業担当課において調整するもので、調整方針に変更はございません。

協議第20号、協定項目22の(4)「各種事務事業(消防防災事業)の取扱い」でございます。この取扱いは、「危険物関係の許可・承認手数料」の他、4件の調整を行いました。1市3町で確認された調整案をそのまま引き継ぎ、変更はございません。

次に協議第21号、協定項目22の(13)「各種事務事業(都市計画事業)の取扱い」でございます。この取扱いにつきましては、「都市計画区域、区域区分、用途地域の状況」の他、4件の調整を

行いましたが、1市3町で確認された調整案をそのまま引き継ぎ、変更はございません。

次に協議第22号、協定項目22の(14)「各種事務事業(建設事業)の取扱い」でございます。この取扱いは、「市町道認定基準」の他、5件の調整を行いましたが、このうち「道路改良事業」において過疎法等の適用によりその改良基準に相違があることから、1市3町に確認された「山口市の例により調整する。」とする調整案に、ただし書きとして、「他の法令等に基づくものは、その定めによる。」を付け加えるものでございます。それ以外の事業につきましては、1市3町に確認された調整案をそのまま引き継ぎ、変更はございません。

引き続き、協議第23号、協定項目22の(15)「各種事務事業(下水道事業)の取扱い」でございます。この取扱いは、「下水道使用料」の他、4件の調整を行いましたが、1市3町で確認された調整案をそのまま引き継ぎ、変更はございません。

次に協議第24号、協定項目22の(16)「各種事務事業(水道事業)の取扱い」でございます。この取扱いにつきましては、「水道料の算定方法」の他、3件の調整を行っておりますが、こちらも1市3町で確認された調整案をそのまま引き継ぎ、変更はございません。

次に協議第25号、協定項目22の(17)「各種事務事業(学校教育事業)の取扱い」でございます。この取扱いにつきましては、「奨学金貸付事業」の他、2件の調整を行いましたが、こちらも1市3町で確認された調整案をそのまま引き継ぎ、変更はございません。

協議第26号、協定項目22の(18)「各種事務事業(社会教育事業)の取扱いについて」でございます。この取扱いは、「成人の日記念行事関連事業」他、2件の調整を行いましたが、1市3町で確認された調整案を、こちらもそのまま引き継ぎ、変更はございません。説明は以上でございます。

【合志議長】

それではただ今、事務局からの説明がありました、協議第12号から第26号までの協議事項で、ご意見ご質問等あれば、お願いいたします。なお、ご質問される場合は、協議第何号の何々について、あるいは資料の何ページ等をお示しいただきますればありがたいと思います。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

【合志議長】

特にならぬようございましたら、協議第12号から協議第26号までの15項目につきましては、原案のとおり確認させていただいたものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【合志議長】

ありがとうございます。それでは原案のとおり確認いたします。

次に、協議第27号「新市建設計画」に入りますが、先ほど、協議第6号で確認いただきましたように、新しい1市4町の枠組みにおきましても、これまでの協議を尊重し、確認された調整項目については、引き継ぐことを基本とすることとなりましたので、これまでの協議を尊重し、確認された調整項目については引き継ぐことを基本とすることとなりました。そういう次第で、「新市建設計画」も同様の取扱いとさせていただきたいと思っております。

それでは、協議に入ります前に、前回1市3町の最後の協議会の時にお約束しておりました、「新市まちづくり施策検討小委員会」の協議報告につきまして、1市3町の委員の皆様には文書でご報告はいたしておりますが、この場をお借りいたしまして、小委員会の委員長を務められました、澤田委員さんから、直接、皆様にご報告をしていただきます。澤田委員さんよろしくお願いたします。

【澤田正之委員】

座ったままで勘弁してくださいませ。それでは報告させていただきます。山口県央部1市3町合併協

議会におきまして、新市まちづくり施策検討小委員会の委員長を拝辞しております、小郡町の澤田でございます。小委員会の委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、盆を挟んでの委員会でございますが、格別のご尽力を賜りましたことに対しまして、まずもって厚くお礼申し上げます。

前小委員会に付託されました新市建設計画の協議状況について、ご報告する機会がございませんでしたので、前協議会の委員の皆様には、先日、文書でご報告させていただいたところでございますが、改めて、この場をお借りいたしまして、ご報告させていただきたいと存じます。

小委員会では、8月3日、10日、17日の3回の会議を通して、委員の皆様の新たなまちづくりに向けた熱い思いを存分にお伺いいたしました。その活発な協議の結果、「新県都のまちづくり計画(案)」も回を重ねる度に内容が充実され、17日の第3回の会議において、未調整の県事業等を除きまして、小委員会としてあらかたの確認をいただいた次第でございます。

詳細につきましては、お送りいたしました資料のとおりでございますが、なお本計画案の中で事業主体が未調整になっている件ですが、74ページなのですが、新山口駅北地区におきます県内外の交流を促進する拠点施設の整備であります。これにつきましては、新しい県都の重要な機能として、本県の高速交通の要衝であり、玄関口である新山口駅の北地区での整備が、ぜひ必要であるとの認識で、計画に位置づけ、鋭意検討しているところであります。広島、北九州、福岡という大都市に挟まれ、都市間競争の中で衰退しかねないと言われている山口県にとって、この施設の果たすべき役割と機能は県都としての拠点性を高め、その効果を広く県民全体に及ぼし、県全体の活性化に繋がるものでなければならぬと考えています。そうした意味でこの整備については、県が主体となっていただくよう、願います。そうではないかという多くの意見があり、現在調整中ということをつけ加えておきます。

いよいよ、これから1市4町における新市建設計画の策定に当たりましても、1市3町でのこれまでの成果を十分に尊重していただき、新たに今日から徳地町も参加された新しい枠組みの中で、更に魅力的な新県都づくり、あるいは県勢の発展をけん引する中核都市を核とした将来に大いなる夢と希望を乗せ、次世代の子どもたちが進んで引き継いでもらえる、世代から世代へ受け継がれていくようなまちづくりに着手していくことを、切にお願いして、ご報告とさせていただきます。以上です。

【合志議長】

ありがとうございます。それでは、協議第27号「新市建設計画」の協議に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

【山根計画調整課長】

それでは、協議第27号の「新市建設計画」につきまして、ご説明申し上げます。会議資料の87ページをお開きください。新市建設計画の検討につきましては、小委員会に付託することとして提案するものでございます。小委員会の名称につきましては、1市3町のときの名称を引き継ぎ、「新市まちづくり施策検討小委員会」とさせていただきます、メンバー構成につきましては、次のページの参考資料の3、組織でお示しておりますが、1号委員から5名、3号委員から5名、4号委員からは各市町から1名の計15名ということでご提案するものでございます。

また、小委員会付託が確認されれば、4号委員の学識経験者の選任につきましては、関係首長と会長で協議し、決定させていただきたいと考えております。以上でございます。

【合志議長】

それでは、協議第27号「新市建設計画」につきまして、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

【合志議長】

特にならぬようございましたら、協議第27号「新市建設計画」においては、新市建設計画の検討について小委員会に付託することを確認させていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【合志議長】

それでは、そういうこととさせていただきます。

続きまして、協議第28号「議会議員の定数及び任期の取扱い」に入ります。この協議項目については、2市4町での調整方法を引き継ぎ、「議長さんが各市町の議会の意見を集約して、議長試案を作成し、それを協議会に提出し、たたき台として協議する。」という協議方法が、1市3町の協議会においても確認されたところであります。

つきましては、1市4町におきましても、同様の協議方法でまいりたいと思います。1市3町の議長におかれましては、既に各議会の意見を集約して試案作成の作業に入っておられましたので、それに徳地町の議長さんも加わられまして、本日、試案を提出する運びとなったところでございます。

それでは、1市4町の議長を代表いたしまして、山口市の武田議長さんから、試案についてご説明をお願いいたします。

【武田寿生委員】

山口市議会の武田でございます。1市4町のそれぞれの議会の意見・意向を集約をいたしまして、作成をいたしました試案を、私が各議長・議会を代表いたしまして、説明をさせていただきます。すみません、座って説明させていただきます。

この、「議会議員の定数及び任期の取扱い」の協議項目につきましては、先ほど合志会長が申されましたように、7月29日に開催をされました、第1回の1市3町合併協議会の時に、私ども議長が「それぞれの議会の意見を集約した議長試案を出し、それをたたき台に協議する。」ということが確認されたところでございます。その後、徳地町さんが入られまして1市4町となりましたが、協議方法は引き継ぐということで、本日の試案提出に至ったわけでございます。

それでは、試案について、ご説明をさせていただきます。お手元の資料3の1ページをご覧くださいと思います。まずは試案を読み上げまして、その後で内容についてご説明を申し上げます。

新市の議員の定数及び任期の取扱いについては、次のように調整する。

- (1) 市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号、いわゆる在任特例の規定を適用する。
- (2) この規定により、合併後7か月間、引き続き新市の議員として在任する。
- (3) 在任特例適用後の定数については、34人とする。
- (4) 選挙区設定については、合併時に調整する。

という以上の試案を提案いたします。それぞれの項目につきまして、ご説明申し上げます。

まず、(1)『特例の適用について』でございますが、試案では『在任特例』を適用するとしております。理由といたしまして、1ページに載せておりますが、合併の効果をより一層確実に発揮するためには、新市建設計画が重要な役割を持つこととなります。この新市建設計画は、この合併協議会で定められますが、その実施は合併後の新市の決定に従ってなされることとなります。したがって、新市建設計画をより適切に実行できるようにするためには、合併前に在任をしていた議員が、合併後も引き続き議員として在任をし、その意見を新市建設計画の実施に反映させることが必要であると考えられることから、試案では『在任特例』適用としたところでございます。

また、『原則』、『定数特例』を選択した場合、市長、首長と同日選挙になり、経費の節減という手法も論議される場所ではございますが、住民自治の基幹的組織である議会の議員を選ぶ選挙を、掛かる経費のみで議論されるものではないと考えております。また同日選挙の場合は政治空白ができ、新市のスムーズな運営に支障をきたす恐れがあるというも、理由の一つでございます。

次に(2)『在任の期間について』でございますが、2ページをご覧ください。試案では『合併後7か月間』といたしております。この理由といたしまして、先ほど申しましたように、新市建設計画の新市における誠意ある実行を見極め、また確保するためには、新市の新年度予算を審議することが必要でございます。そのためには合併期日が「平成17年10月」の場合は、新市の新年度の予算は平成18

年の3月議会で審議されます。そこで新市の新年度予算を審議し、4月末に終了する任期の前に選挙を行う。というスケジュールでいけば、在任期間は、平成17年10月から4月までの7か月間となります。また、合併期日が「平成18年1月」の場合は、3月議会で暫定予算を審議し、6月議会で通年予算を審議し、7月末に終了する任期の前に選挙を行う。というスケジュールでいけば、在任期間は、こちらのほうも平成18年1月から7月までの7か月間となります。したがって、最低7か月間あれば、新市の新年度予算を審議し、これからこの法定協議会で協議される新市建設計画について、予算に反映されているかどうかを見極めることができるということでございます。

また、私も議員は、合併前の選挙により4年間の任期ということで住民の皆様から負託を受けております。2ページの下の方に載せておりますが、もし、合併の期日が「平成18年1月」だった場合でも、1市4町の議員全員の任期が一番長くなる阿知須町でも、3年10か月と、4年の任期以内の在任、ということから、この「7か月間」という在任期間は適切ではないかと考えております。

次に(3)『在任特例適用後の定数』でございますが、3ページをご覧をいただきたいと思っております。試案では『在任特例適用後の定数については34人とする。』といたしております。理由といたしましては、新市の広大な行政面積、また、激減する議員数を考えますと、会議資料の92ページに、法の定数を載せておりますが、在任期間終了後の最初の議会の議員の定数は、法で定められた上限数34人としたいと考えております。

次に(4)『選挙区の設定について』でございますが、試案では『選挙区設定については合併時に調整する。』といたしております。実は、この選挙区の設定に関しましては、資料にも書いてありますが、選挙区を設定しない場合は、「人口の少ない周辺地域選出の議員の数が減り、周辺地域の住民の声が行政に届きにくいなどの恐れがある。」など、もし、選挙区を設定した場合は、「新市の一体感が阻害される懸念がある。」など、様々な意見がございました。そこで、この件に関しましては、もう少し時間をいただきまして、「合併時まで調整をする。」ということにいたしましたところでございます。

試案の説明につきましては以上でございますが、最後に、『議員報酬について』も触れておきたいと思っております。この協議項目において、議員の報酬について、提案することではございませんが、議員の定数・任期等を協議するにあたり、非常に密接に関連する事項でありますので、議長の間でもいろいろと議論をいたしました。そして今回、試案を作成するにあたり、議員の報酬に関するその方向性といたしまして、「在任期間中の報酬は、現行を基本とするのが適当。」ではないかということとなりました。しかし、議員の報酬については、各議会において、様々な意見が出ております。例といたしまして、「同一の市において、同じ職責を持つ議員は、基本的にはその報酬の額も同一であるべき。また対等合併なのだから、統一すべき。」とか、「あくまでも、在任期間中は特例期間であり、合理化効果や住民感情等を考慮すると、現行どおりとするのが適当である。」とか、「4町だけでも統一すべき。」等の意見がございました。この議員報酬に関しましては、「特別職の職員の身分の取扱い」の協議事項で、審議をされ、合併時までには調整されることと思っておりますので、今後、各議会の意見を踏まえて、検討されますよう、最後に申し添えておきます。私からは以上でございます。

【合志議長】

ありがとうございました。それでは、協議第28号「議会議員の定数及び任期の取扱い」につきまして、ただ今、ご説明がありました試案の内容で、ご意見ご質問等があれば、お願いいたします。

【重田勝利委員】

任期につきましては、それぞれ議長さんが何回も時間を重ねてご苦労いただいた結論を調整案として示されておりますから、個人的にはいろいろ意見もございますが、7か月ということについて特別異論は申し上げません。

で、これも報酬の問題ですが、2市4町の県央協議会の中でも、意見として申し上げさせていただいたんですが、今、武田議長さんのほうから議長の意見交換の中で意見もあったというふうにご報告いただいたんですが、この報酬の扱いについては、県内の下関エリア、あるいは萩エリアいろいろあるんですが、報酬は現行どおりというふうに決められておるようです。在任特例は長さがいろいろ違うよ

うですが、基本的に報酬というのは先ほど触れられましたが、同一市の議会の中でですね、19万円いくらであったり、20万円があったり、23万円があったり、22万円があったり、あるいは山口市の43万5千円があったり、点でバラバラの報酬ですね、新市がスタートするということがですね、果たしていいことかどうなのかというふうな意見を持っています。それ併せて本来、地方自治法に基づいて議員さんが頑張っていたらいいんですが、議会の仕事をする対価としてですね、この報酬が決まっているという自治法上の問題もございますし、どういう決め方をなさるかわからないのですが、少なくともその住民の目があるとかですね、なかなか許していただけないとかいうふうな、ある意味では本来の筋を離れたところですね、この議員さんの報酬というのがですね、申し上げましたが現行のまま差別化されたままいくというふうなことが、各地で決められているようですが、このことは非常に問題があるなというふうに思っているんです。

これは意見として申し上げますが、この報酬について、議会で頑張っている皆さん方あるいは住民の皆さん方ですね、非常に関心をお持ちになっている事項だと思いますから、合併がスタートするまでには、何らかのものをお示ししなくてはならないということになるかと思うのですが、今まあ特別職の報酬審議会に預けるといふふうなご報告のようでしたが、そういう意味では関係する1市4町の報酬審議会の特別的な審議会を設けられてですね、合併までに決められるということになるのかどうか、ちょっと私の意見も入りましたが、そここのところをお伺いしておきたいというふうに思います。以上です。

【重見事務局長】

事務局のほうから説明させていただきます。議会の、先ほど武田議長さんがおっしゃいましたように、これは「特別職の職員の身分の取扱い」の項目の中で、いわゆる「合併時に調整する。」ということでございまして、報酬審議会に提案するということは、まだ決まってはおりません。で、県内の状況も重田委員さんもよくご存知でございますが、方法としては基本的には、いわゆる合併前に首長間で暫定的に決め、それから合併後にその報酬審議会を開くというふうなケースと、合併以前にいわゆる合同の報酬審議会を開くというふうなこと、いろいろな方法がございまして、それは現時点では、まだ決まっていないということでございます。これにつきましても、協定項目が確認されました以降に、そのあたりの協議をされるというふうになるかと思えます。以上でございます。

【合志議長】

他に。

【渡邊公智委員】

ただ今武田議長さんのほうから試案ということで、議会の議長案の調整をされたものを試案として出されたわけでございます。私は、大変ご心労も多かったと思いますが、各1市4町においても意見も若干違ったのではないかとこの考え方を持っております。その辺りにつきましても、ちょっと報告をいただきたい。

それから今重田さんからも言われたように、報酬については住民等についても極めて関心度が高いと、こういうようなことから合併時に上げるということになると住民感情も極めて悪いと、こういうようなことになるとかと思えます。

それから私は、今日試案として出したいわけですが、私としては原則で34人で、選挙区を設けて、即選挙をやられたことが一番きれいではないかなと、こういうふうにも考えておるところでございます。したがって、議員の先生方も住民の公僕でもあります。特別職と同じように公僕であるという観点から、市長、町長さん、首長さん、それからその他特別職も全部合併と同時に失職になると、こういうようなことから50日以内の原則での選挙をやられることがベストではないかなと、こういうふうに思っております。

県都の山口市として県下をリードするという点からも考えて、原則を私はお願いをしたいと、こういうふうに思っております。以上でございます。

【武田寿生委員】

ただ今の渡邊委員さんのほうからご質問がございました。各議会からの意見が違ったのではないかと

という質問でございました。議長が集まって協議をする中で確かにそのようなことはございました。元々各議会違う意見であろう、それを持ち寄って協議し、最後には本日ご提出をいたしました、ご提案をいたしました試案にまとめようということで、数度の協議を重ね、各議会でも調整をしていただきながら今日に至ったという経緯がございます。おっしゃいますように確かに、各議会ではいろいろご意見があったということは承知をいたしております。

【合志議長】

他に、ご意見ご質問ございますでしょうか。

【牧徹委員】

今ご説明をいただきまして、私の考えを述べさせていただきます。

秋穂町では新市誕生後周辺地域になるわけで、地域住民の声が行政に届きにくくなるのではないかと懸念の声が非常にたくさん聞こえてまいります。そういう意味では新市誕生後、議員さんがどこかの地域に偏るようなことは避けたいというふうに思っております。ただ、やはり財政に与える影響というのも考慮すべきでありますので、そういうことを考えますと在任特例の100人というのはいかにも多すぎる、というふうに考えております。

そういう意味では、選挙区を設置していただいて、各地域に議員さんが誕生するようなかたちにしていただきたいと、それとできれば定数特例ですね、定数特例といえば法定ベースの2倍までの設定はできますけれども、若干名増やした程度の定数特例を適用して各地域に確実に議員さんが誕生して、行政に地域住民の声を反映できるようなかたちにするのがいいのではないかと考えております。これでいきますと、スタート時から議員報酬も統一できますし、各地域の声も行政に届くというかたちにできると考えております。以上です。

【合志議長】

他に。

【石田光一郎委員】

小郡町内でもいろいろな意見がありまして、あくまでもこれは私個人としての意見で申し上げさせていただきますのですが、在任特例についてでございますが、一応7か月という提案をなされております。しかしながら新市の市長の選挙が50日以内ということから言いますと、最小で言いますとほぼ5か月の期間ということになります。何が5か月かということと新市の建設計画の実施に関して住民の意見を反映させるというコントロールをできる期間がですね。

先ほどのご説明では、10月合併の場合で3月、4月の議会と1月の合併の場合で4月と6月というふうにご説明を受けたのですが、その議会におけるその年の予算案の承認だけで果たして新市の建設計画の実施にあたってのことがコントロール、完全に保全できるのかということが、非常に疑問として感じます。

私はやはり最大2年ではないのですが、少しスケジュールをロジカルに追っかけてみて、議会運営に照らし合わせて1年半くらいの在任期間はあってもいいんじゃないかというふうに考えてます。やはりこの合併は新設合併ではなくて対等合併でございますので、各地域の合意に基づいた合併を、また新市の建設計画を組んで行っているわけですから、その担保がなされなければ意味がないわけですね。したがってその担保をさせる義務がやはり議員の方に負っていただくことになると思いますので、在任特例として、もう少し長い期間、最低でも単年度予算ではない期間での特例を考えていただきたいと思いません。

たぶん皆さん周南市の例をとって、非常にそういう住民の税負担に関することに関してナーバスになって考えていらっしゃるのではないかというふうに想像するんですが、私が思いますには、周南市の場合はやはり説明責任が果たされていないことによるトラブルだったというふうに考えます。きちんと説明責任を果たして、なぜその必要があるのかということ、きちんと訴求されるべき責任もあると思えます。

また、単に税負担という意味において考えるのであれば、その期間を長くして税負担が増える分だけ

逆に在任特例適用後の定数について34人という最大ではなくて、31人にしてしまおうとか30人にしてしまおうとか、そういうところで財政的な辻褄を合わせられるのではないかというふうに考えます。以上です。

【合志議長】

他に。

【林國雄委員】

先ほど、牧委員さんのほうからご説明ございましたが、まったく阿知須も秋穂町と一緒に同じ人口ぐらゐの程度で、在任特例というよりも定数特例でやっていただいたほうが、選挙区を設定していただいて、最初の阿知須の住民を要するにそれからの4年間というものが、例えば原則にしても、総選挙になりますと、総選挙の中で、阿知須が1.63人くらいですか、議員の人数が、そういうことを考えますとですね、最初はどうしても選挙区設定で定数特例でやっていただいたほうがいいんじゃないかと、そういうふうに望んでおります。以上です。

【合志議長】

他に。それでは暫時休憩いたします。10分間休憩いたします。

[午後5時30分～午後5時45分 休憩]

【合志議長】

それでは、会議を再開いたします。まず、本日の協議会、山口市の岡部委員さんは欠席の届けがありましたので、このことをまず報告いたしておきます。

それでは、協議を続行したいと思いますが、先ほど「議会議員の定数及び任期の取扱い」につきましても、それぞれご意見が出されているところがございます。特に学識経験者ということで、民間有識者という立場から委員になっておられます4号委員さんのご意見をお伺いできればという思いもございます。また、ご発言のない4号委員さんそれぞれご意見があればと思います。

【山本繁正委員】

議会の定数並びに任期、選挙区の問題につきまして、提案をしたいと思います。一つは在任特例として7か月というようなことを言わんと、もう首長と一緒に50日以内に選挙をするということがやはりいいことではないかと思います。

それからもう一点は、初めの1期4年に関しては、やっぱり14万都市と8千くらいというようなところとか、いきなり一緒に選挙をやるとするのは、私はやっぱり問題があるだろうと、したがって、当初の1期に関しては選挙区を設定して4年間はそれでいく。しかし2期目からは今度は全市、1選挙区でやられたらどうだろうか。でないといろいろ選挙の結果、バラツキが出て現在の町村の中ではあるいは、一人も議員さんが出ないというようなことが生じる可能性もなきにしもあらずという気がいたします。しかし2期目になったらもう、お互いに山口市民として4年間経験を積むわけでありますので、それから先は全市1選挙区ということが適切ではあるまいかという気がいたします。以上です。

【中野勉委員】

私は先ほど山口市の武田議長さんがおっしゃいました試案でよろしいのではないかと考えます。

理由といたしましては、新市建設計画の実施を担保しなければいけないということになりますと、計画に書いたものが全部実現するまで在任しないと担保できないことになると思いますので、1年2年、早い遅いといってもあまり計画の実現ということに、大きな違いはないのではないかと思います。

報酬につきましては、合併をしたからといって増額ということは、やはり皆さんの抵抗が大きいのではないかと思いますので、先ほどのご提案のとおりでよろしいのではないかと思います。以上でございます。

【山口富美子委員】

私も、先ほど武田議員さんからご説明がありましたようにがいいんじゃないかと思っております。な

ぜかと申しますと、各1市4町の議長様たちが十分ご検討なさっての結果の、先ほどのご説明でございましたので、私はそれで、およろしいのではないかと考えております。以上でございます。

【國安克行委員】

今、皆さんおっしゃいましたように、武田議長のまとめられた試案で、私はいいと思います。

理由はいろいろあります。他の委員さんおっしゃるように、市長と議員、同じ時期に選挙をしたらどうかというようなご意見もあります。確かにそれも一つの方法としていいかと思いますが、合併の時期が10月になるのか、それから翌年の1月になるのか、というのがまだ確定はしておりませんけれども、いろいろここに在任期間のスケジュールというのがありますが、あれを見ますと一番、今試案として示されておられる期間、あるいは議員の定数ですか、適切な試案じゃないかというふうに思います。以上でございます。

【塩見侃三委員】

私も今この調整案で全部ではありませんが、賛成をいたします。というのが一つは立法府というのは民間の代表といいたいまいしょうか、いわゆる立法を決めるところでございますので、やはりその方たちがたくさん出て決めたことが後、担保が何もできないと、しかし、それはいずれ長くても2年間ですので、今のこの7か月間であれば翌年の予算までは、少なくともいろいろ言えるということでございまして、この7か月間くらいがいいのではないかなと。というのがすぐ選挙に入りますと、その議員さんたちがみな住民の代表としてお集まりでございますので、その住民の方々に対して、この法定協の内容をご説明をしなければならぬ義務があると思いますので、その時に、いやそれからすぐ選挙だということになりますと、やはりその後の担保という面に関して十分なお説明がしにくいことになるんじゃないかなというふうに思いますので、私はこの7か月間、特にその立法府の方が、今の意見が出ましたけれども、皆さんが英知を集めて、これに決めたんだということであれば、私はこの7か月間くらいがいいのではないかと思います。

それから選挙区設定については合併時に調整するということになってはいますが、これは合併時まで調整するというかたちで替えていただけたほうが、ありがたいというのが、合併時まで決めてその素案といいたいまいしょうか、そういった絵を皆さん方に見せることができるということでございます。

それからもう一つは議員報酬の件でございますが、これはこの法定協で決めるべき問題ではないかも知れません。知れませんが住民にとって非常に大きな関心事でございますので、やはりこれもある程度のあらすじというものを決めた上で、この法定協の中でこういうかたちで決まるであろうというようなかたちの道筋等は、この中であったほうがいいのではないかなと、また継続するんだとかいうことであれば、なかなか住民の皆様方に説明が難しいのではないかなというふうに思っております。以上でございます。

【重田強子委員】

私も今、武田議長さんが示された試案に賛成いたします。今の新市のまちづくりの計画が実現されるという、その見届けをしなければいけないのですけれども、実はいろいろなところでやはり、例えば地域審議会とか自治会のいろいろな組織が今から少し変わってくるかと思いますが、そういうところでは常に地域の行政から、いただけるというか施策をいつもチェックする人はどんどん増えてくると思います。そういうことを勘案しますと、この試案でいいんじゃないかと思えます。

それから議員の報酬について先ほどからおっしゃいますけれども、住民感情がとて、私自身が町の中で、随分組織の中にたくさん関わっておりますので、その住民感情、住民の意見というものもいつも聞かされております。私が住民の一応女性の代表ということで出ています限り、やはり報酬については、本当に最高限度が許されるならば、少しでも皆さんにご了解いただける線にいけばと思います。以上です。

【松本悟朗委員】

第1の在任特例につきましては、私も原則論が望ましいというふうに思っているんですけども、合併に関わるまちづくり計画の実施のためには、それを見守るという考えから、以前ありました2市4町

の小委員会においても、1年以内が好ましいのではないかと発言しております。それは変わりませんので、7か月ということについては、やむを得ないのではないかと考えてございます。これはまた国においてもそういう制度を認めておるわけでございますので、ある程度それも考慮してのことでございます。

それから選挙区設定でございますけれども、私は秋穂でございますが、町は小郡の22人から秋穂等は16人ということでございまして、これは一気に選挙をやるとなかなか町議さんみな出られるということとなると、総崩れになるのではないかと思いますので、やはり選挙区設定は第1期目と申しますか、そういうものについてはやはり設けていただきたいというのが私の願いでございます。

それから報酬につきましては、確かに武田議長さんからもお話がございましたように、やはり差があるのはおかしい、それから同一業種でまた差があるのはおかしいというようなことで、2市4町の会議の中で、ここで言う100人の総額で、それを按分するというような案がちょっと出ておったと思いますが、そういう案がどういったふうになったのかというのが、もし何だったら、後お聞かせを願いたいというふうに思います。以上です。

【福江香代子委員】

私は、定数特例というんですか、そちらのほうが良いと思っております。やはり50日以内に選挙をいたしまして、議員の定数は34人が良いと思います。そして、選挙区を設定していただきまして、やはり秋穂町とかいう小さいところはいろいろ地域住民の声が行政に届きにくいところですので、それを届くようにしていただきたいと思っております。以上です。

【高野義一委員】

先ほど、議会議員の定数及び任期のことでお話があって、意見を言えということではありますが、私も先ほど林委員さんが言われましたけれども、いろいろの間から話を考える中で、今先ほど、議会議長さんの委員長をされた武田さんのほうからお話があったように、調整案でされたほうが良いんじゃないかなと思うかと思っております。

その時に問題は何か起こるかといいますと、先ほどからも話がありましたけれども、新市の建設計画等の云々という話があったわけでありまして。そうしますとそれは、例の後から議案として出てきますけれども、まちづくり審議会というのがあるわけですから、それらの中で十分に地域から反映して、その問題が解決できるのではなかるまいかと、こう思っている理由はありますけれども、今申し上げました理由で一応調整案でよろしいのではなかるかと思っております。以上であります。

【村田康子委員】

私はですね、最初に原則と定数の特例の資料を見せていただきました時に、私の考えとしたり、合併時はどうしても選挙が良いだろうとは思っていたのです。でも、原則となりましたら34人、阿知須町は1.6人、1人か2人なんですよ。そうなった場合に、やはり特例が良いのではないかと考えていたんです。そしたら今日の試案を見せていただいて、思ったんですけれども苦渋の選択じゃないかなと思って、もうぎりぎりの線だと思っておりますけれども、迷いましたけれども、私は最初の考えどおり定数特例を願います。

【江本芳子委員】

このお示しいただいてる試案もなるほど大変、苦渋の選択で、本当に評価をいたしますけれども、やはり私も定数特例でもって、やはり地域のほうで定数を決めていただくというほうが良いのではないかと思います。といいますのも、やはり議員さんの報酬の件でいろいろとまた大変なことが起こるんじゃないかと思っております。やはり今まで合併なさっているところ、合併をされているところでは、現行のままということは大変多いんですけれども、やはり新市に移行いたしましたら、やっぱり同じことをするんですし、統一した報酬でもって運営したほうが良いんじゃないか、そういうようなことを考えまして、定数特例で地域に、議員の定数を決めていただきたいなと思っております。以上でございます。

【千々松正直委員】

私は基本的にはこの、武田議員さんの試案について賛成したいと思います。また、在任特例後の定数

について、34人ということで、また選挙区設定については、やはり先ほど言われた塩見委員さんの、合併前までにできたら調整してもらいたいと思います。

報酬と任期については、やはり関連があると思うんですがございますけれども、やはり住民の皆さんには経費といいますが、そういう点について、かなり考えておられると思いますけど、新市の立ち上げということで、周辺地域の意見を新市に反映するというのをやはり、私は重点的に考えてこの試案に賛成したいと思います。以上でございます。

【藤井喜與子委員】

私はこの試案について、これでいいと思います。そして特に考えてもらいたいなと思ったのは、選挙区の設定について先ほどからいろいろ意見がでましたが、合併時までにやっぱり決めていただくのがいいと思います。そういうことでございます。

【下田與志雄委員】

試案に賛成で、在任特例を適用していただくことを希望しております。選挙区の設定はぜひ必要と考えています。報酬については、慎重に審議されて決められることを希望致しております。

【藤田義正委員】

示されましたこの試案につきましては、大方については賛同できるところはございます。当初私も在任につきましては、1年以内という厳しいことを言っておりました。

また、行財政というかたちの中での報酬、このへんについてちょっと気になることがございます。当然、報酬審議会ということがございますが、民意というかたちから述べさせていただきますと、申しますのは、現行の報酬範囲内で大方の調整ができないかな、そういうことができないかなということをおもっております。

そして、先ほど藤井委員さんからも話がございましたけれども、特に原則の場合は、皆さんよくご存知でございますけど、隣の周南市さん、しっかりとやられましたけど、当初の内容からしても、明らかに火を見るより明らかに定員は決まっていたのではないかという感じを受けております。と申しますのも、鹿野町ですかね、あの時トップ当選が333票という方が通っておりました、前回ですね。そして、新南陽市の場合はその4倍のちょっと細かい数字はわかりませんが、千3百いくらという数字で当選されておるわけですよ。これは、もう明らかに原則でいきますと同じように姿、これはわかりませんよ、姿が見えてくるような気がいたします。

当面最初の選挙につきましては、当然今ここにいらっしゃいます議員さん、7か月仕事の後をしっかりと見てもらって、後の市の議員につきましては仕掛ける力のある人に、どんどん出てもらって戦っていく、これが結構と思います。

しかしながら先ほど申しましたように、地域の急激な激変を避けるためには、当然定数的なものを加味せんにゃあいけんなと思っております。先ほど示されました選挙区につきましても、合併時までに何らかの調整案を出されていただけたらいいんじゃないかなと思っております。

いずれにいたしましても大方については、私はこの試案に賛同いたします。報酬につきましては先ほど述べたとおりでございます。また、激変緩和ということにつきましては、仕掛ける力ということも申しましたけれども、最小限にそういう定員設定、選挙区設定ということを希望いたします。以上でございます。

【合志議長】

4号委員さんにそれぞれご発言いただいたところであります。

【河村秀夫委員】

ただ今の4号委員さんのですね、貴重なご意見についてはですね、真摯に受け止めさせていただきたいと思います。私も数回にわたりまして、武田議長さんを中心に協議を詰めさせていただきまして今日の試案と、こういうことになったわけでございます。今日は、4号委員の皆さん方からいただきました意見、このほとんどすべてが議長会の中の意見としてあがってまいりました。そして、ようやく今日のこの試案と、こういうふうになったわけでございます。

私どもの小郡町議会はですね、原則というのが協議会としての統一意見でございましたが、しかしながらこの1市4町の意見を集約するためには議長に、議会としては一任をすると、こういうふうにいただきまして議長会に参加をさせていただいているところでございます。そういうわけでございますので、どうかこの協議の内容につきましてはですね、再度また持ち帰りをさせていただきたいと思っておりますが、その辺りも含めて、どうぞご理解をいただきたいなと、そういうふうに思います。

【合志議長】

合併時までということにつきましての、合併時において調整するということにつきまして、事務局から説明させます。

【重見事務局長】

「合併時に調整する。」ということにつきましては、合併時期には調整がされているというふうな私たちの意味で、「合併前に調整する。」と同意語ではございます。でございますけれども、特にこの言葉のことでございますので、例えば選挙区設定については合併までに調整するという言葉に置き直すことも可能ではないかというふうに考えております。いずれにいたしましても、これは調整したいというふうに思います。

【合志議長】

他にご意見ご質問ありますでしょうか。それでは、さまざまな意見が出ておるところでございます。議長試案に賛成する意見、原則選挙の意見、定数特例によってやるべきという意見とさまざまな意見が出てきておりますので、この協議事項につきましては、もう少し議論を重ねていく必要があると思えます。したがって、協議第28号「議会議員の定数及び任期の取扱い」につきましては次回への継続協議としたいと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【合志議長】

それでは継続協議とさせていただきます。できますればそれぞれの市町、議長さんを中心にされまして、このことにつきまして意見の集約ができればと会長としては願うところでございます。

続きまして、協議第29号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【松永総務課長】

それでは説明のほうをさせていただきます。会議資料の96ページをお開きいただきたいと存じます。先ほどの「合併協定項目の調整方針」におきまして、「確認済みの調整項目につきましては引き継ぐことを基本とする。」となっておりますことから、この「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」につきましても、1市3町の第2回協議会において確認をされました調整案を、そのまま「1市3町」という文言を1市4町に替え、引き継いで提出するものでございます。なお、この農業委員会の設置につきましては、原則として1自治体につき一つとされているところでございます。説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【合志議長】

それでは、協議第29号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」につきまして、ご意見ご質問ありますでしょうか。

【武永輝男委員】

農業委員会の定数、任期の調整案が出ておりますが、阿知須町の農業委員会の意見として、ちょっと述べさせていただきます。阿知須町の農業委員会ではですね、委員一人当たりの担当面積、これが非常に増加するというところでございまして、農業者へのサービス、これが低下につながるという懸念からですね、複数の農業委員会を設置すべきとの意見があります。

つきましては、この取扱いにつきましては、農業者へのサービスの低下をきたさぬように新市の農業

委員会の業務運営について、特段の配慮をお願いしたいということが阿知須町の農業委員会の意見でございます。以上です。

【合志議長】

ご意見、ご要望というところで承りたいと思います。よろしいでしょうか。

他にご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは協議第29号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」につきましては、原案のとおり確認させていただいたものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【合志議長】

では原案のとおり確認いたします。

それでは順番を一つ飛ばしまして、協議第31号「地域審議会等の取扱い」を先に、審議してまいりたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

【山根計画調整課長】

まず、資料でございますけれども、会議資料の102ページから111ページまででございます。地域審議会等の取扱いにつきましては、第2回の1市3町合併協議会において、事前に104ページから111ページまでの資料により説明しましたところでございます。

会議資料の103ページをお開きください。ここに記載しておりますように、この取扱いの調整案は、1、市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づく、地域審議会、地域自治区及び合併特例区は設置しない。2、「新市において、条例により、(仮称)まちづくり審議会を設置する。」とするものでございます。

会議資料の105ページをご覧ください。8月11日の協議会でもご説明しましたが、1市3町の協議の中での新市建設計画では、旧市町単位に設置する総合支所を地域自治センターと位置づけ、ここに地域における行政と住民の自治活動の拠点を設けることとしております。イメージ図にお示しておりますように、この仮称まちづくり審議会は、住民の意見等を集約し、住民のまちづくりの参画を図るための審議組織として、この総合支所に条例により設置し、各地域において、住民主導による地域づくりを進めようとする新市独自の取り組みでございます。

これ以外の審議組織としては、地域審議会、地域協議会が考えられますが、地域自治区における地域協議会は、市長が重要な施策の実施に当たっては、あらかじめ意見を聞くという、いわば事前協議の役割を持っており、さらに、地域協議会の事務所を置き、職員を配置するもので、この制度は、住民参加システムが確立した下に、住民と行政の連携をしながら、まちづくりを行なうことが不可欠で、いわば地域自治の発展形であると考えております。

また合併に際しての特例制度については、設置期間が限定されるなど、あくまでも特例的であり、また、新たに事務所を設置することになるため、総合支所との関係などで、制度が複雑になり、導入は、かえって混乱を招きかねないなど、課題が多く含んでおります。

前のページの104ページをお開きください。このまちづくり審議会の概要でございますが、合併前の市町の単位に設置し、その区域を対象とする審議会であり、地方自治法第138条の4に規定する付属機関として設置期間を概ね10年とするものでございます。審議会の役割としては、市長の諮問に応じて意見を述べるものだけでなく、地域における施策の実施に関して、意見を述べることを明記し、地域審議会の任務よりも、一層、市長への提案権を発揮させており、このことは、住民まちづくりの参画意識の高揚と、住民と行政とのまちづくりへの協働体制を進めることを目的としております。

なお、住民と行政との協働のまちづくり機運の醸成を見極めながら、将来的には地域自治区の設置について想定するなど、地域自治組織の制度化などで、県央中核都市にふさわしいまちづくりの推進を図るものでございます。以上でございます。

【合志議長】

それでは、協議第31号「地域審議会等の取扱い」につきまして、ご意見ご質問がありますでしょうか。

(質疑なし)

【合志議長】

特にないようでしたら、協議第31号「地域審議会等の取扱い」につきましては、原案のとおり確認させていただいたものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【合志議長】

それでは、原案のとおり確認いたします。

それでは順番を戻りまして、協議第30号に入りますが、これからは、この協議第30号の「一般職の職員の身分の取扱い」と、協議第32号「特別職の職員の身分の取扱い」から、協議第37号「介護保険事業の取扱い」までは、2市4町で既に確認済みの事項でございますので、事務局から一括して説明をし、その後、先ほどと同様に説明の後、まとめて協議・確認してまいりたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【山根計画調整課長】

それでは、資料4の総括比較表(2)の1ページをお開きください。それでは、協議第30号、合併協定項目9の「一般職の職員の身分の取扱い」から説明をさせていただきます。調整案といたしましては、2市4町時に確認された4項目に実質的な変更はなく、枠組み変更により、2市4町を1市4町に書き換えたものでございます。

次に、協議第32号、協定項目11の「特別職の職員の身分の取扱い」の調整案につきましてでございますが、2市4町時に確認された4項目に変更はございません。

協議第33号、協定項目15「使用料・手数料等の取扱い」この取扱いにつきましては、地方自治法第225条及び第227条の規定に基づき、それぞれの市町の条例、規則等でその額、徴収の方法その他関係事項を定め、賦課徴収されているところでございます。

使用料につきましては、2市4町での調整方針を踏まえ、新市における住民の一体性の確保、及び住民負担の公平性を図ることを基本原則に、急激な負担の変化に配慮し、適正な受益者負担の構築に向けて調整するという基本方針のもとで、調整案を取りまとめたものでございます。では、これより各項目について、2市4町と比較し、変更のあったものを中心に説明させていただきます。

まず、建設関係の7件でございますが、このうち変更のあった事業は1件でございます。一番上の「道路占用」でございますが、調整内容には相違はございません。しかしながら、今年度より、国道及び県道の占用料に関して、急激な使用料の上昇を避けるための経過措置を設けられていることとなりましたことから、市道においても、これに準じ、経過措置を設けることとしております。

次に、都市公園関係の3件でございますが、変更になったものは1件でございます。一番上の「公園施設使用料」でございます。1市4町では類似の施設がないことから、すべての施設について「現行のまま新市に引き継ぐ。」こととしております。

次に、環境保全関係の2件でございますが、変更はございません。

次に、教育・文化関係ですが、変更は1件でございます。これは、山口ふれあい会館の使用料ですが、2市4町においては、独特の施設という観点で調整しましたが、他の教育施設との絡みを考慮して、他の教育施設と同様に、「使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。減免規定等については、新市移行後速やかに調整する。」と変更するものでございます。

次に、福祉関係でございますが、全部で4件で、変更のあったものは1件でございます。「隣保館の使用料」ですが1市4町では、施設が山口市しかございません。「現行のまま新市に引き継ぐ。」というものでございます。

次に、経済関係でございますが、全部で11件ですが、上から5番目の「漁港区域内占用料等」でございますが、基本的に防府市と山口市の内容が類似していることから、1市4町では「山口市の例により調整する。」こととしております。

使用料の最後、コミュニティ関係でございますが、こちらは変更がございません。以上で使用料を終わり、次に、「手数料」についての調整案をご説明申し上げます。

手数料につきましては、税務、住民窓口、都市計画、環境衛生、農林関係の各分野において、2市4町と同様に新市における住民の一体性の確保及び住民負担の公平性を図ることを原則とし、可能な限り統一する基本方針のもとで、調整案を取りまとめたところでございます。

まず、税務関係の5件ですが、変更はございません。

次に、住民窓口の17件ですが、変更の事務事業は2件でございます。船員法による手数料についてのみ「現行のまま新市に引き継ぐ。」から「廃止の方向で調整する。」に変更するものでございます。この船員法事務は、法定受託事務であり、秋穂町と阿知須町のみ指定されている事務でございます。しかし、ここ数年の入港船舶の減少等により事務処理件数が極端に少ないことから、国でも、指定解除の方針を掲げており、この方針に従い、秋穂町、阿知須町も指定解除要望しており、この方針を踏まえ調整を行ったものでございます。

次に、都市計画関係の3件でございますが、このうち変更の事務は2件でございます。一番上の「開発行為に関する申請手数料」でございますが、2市4町では防府市が区域区分を行っていましたことから、区域区分に関する項目が「防府市の例により調整する。」ということで確認をされましたが、区域区分以外については防府市、山口市とも同一であり、新しい枠組みではこの項目は必要ないことから、「山口市の例により調整する。」こととしております。

それから、三番目の「優良宅地・優良住宅認定手数料」でございますが、山口市・防府市とも同一の内容であることから、「山口市の例により調整する。」こととしております。

次に、環境衛生・保健医療関係は全部で2件ですが、「休日夜間診療の診断書等の交付手数料」について変更がございません。1市4町では山口市のみの実施であることから、「現行のまま新市に引き継ぐ。」ということでございます。

手数料の最後、農林関係は全部で3件ですが、変更のあった事務事業はございません。使用料・手数料等の取扱いにつきましては、以上でございます。

次に協議第34号、協定項目17の「補助金・交付金等の取扱い」でございます。この取扱いにつきましては、地方自治法第232条の2に「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付または補助をすることができる。」ということが定められています。この法令に基づいて、1市4町では、それぞれの行政目的の達成や地域の振興、発展を図るため、地域内の各種団体に対する財政支援や公益性の高い事業の奨励として補助金の交付を行っております。この補助金交付は、それぞれの市町の歴史や伝統また地理的、社会的諸条件の相違から、その種類や交付額に必ずしも画一的のものではございません。

そこで、この補助金、交付金等の取扱いにあたっては、2市4町の調整方針を踏まえ、「従来からの経緯、実情等を配慮するとともに新市の一体性の確保を図る」ことを基本原則として、

同一あるいは同種の団体に対する補助金、交付金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統合の方向で調整する。

各市町独自の補助金、交付金等については、制度の経緯、実績を踏まえ新市全体の均衡を保つように調整する。

同一あるいは同種の事業に対する補助金、交付金等については、制度の統一化に向け調整する。以上のような基本方針で調整しました案を本協議会に提出するものでございます。

それでは、2市4町と比較し、変更のあったものを中心に説明させていただきます。まず、税務関係の2件、都市計画関係の4件、環境衛生関係の4件、環境保全関係の2件につきましては、変更ございません。

次に、教育・文化関係でございますが、変更となったものが、3件ございます。まず、就園奨励費ですが、小郡町のみで、既に小郡町で制度が廃止されていることから、2市4町時に確認されたところの、ただし書き部分を削除しております。また、枠組み変更に伴い「秋穂町を除く2市3町の例」を「秋穂町を除く1市3町の例」に記述変更をするものでございます。

次に、就学援助ですが、想定される新市の援助基準の級地区分が山口市と同様であることから、「防府市の例」を「山口市の例」に変更するものでございます。

次に、企業職場人権教育連絡協議会運営費補助金ですが、枠組み変更により、山口市のみの補助制度となったため、ただし書き部分を削除するものでございます。

次に、福祉・保健医療関係は全部で10件ですが、このうち変更のあった事業は5件でございます。まず、「心身障害者福祉施設整備助成」についてでございますが、防府市の交付要綱に倣い、山口市も、要綱を作成したことから「山口市の例により調整する。」ものでございます。同様の案件といたしまして、「施設整備補助金交付制度」につきましても、同じ要綱を適用することから、「山口市の例により調整する。」と変更いたしております。

次に「民間保育所への施設整備費補助事業」でございますが、2市4町では、「防府市の例により調整する。」と確認をされましたが、1市4町では、山口市における保育の需要が高いこと、保育所の整備が急務であることを考え、「山口市の例により調整する。ただし、5年を目途に見直しを行うものとする。」ものでございます。なお、老人クラブ、母親クラブに対する補助金については、実質的な変更はありませんが、枠組み変更により「山口市、防府市、徳地町の例」を「山口市、徳地町の例」に記述の変更を行ったものでございます。

次に、経済関係でございますが、全部で19件のうち変更のあった事業は1件でございます。上から8番目の「林業振興事業にかかる補助金」ですが、2市4町では同種の事業が複数あり、それぞれの補助率等が異なっていましたことから、同種の事業については、これらを一本化し、「新たに制度を創設する。」こととし、他の事業については「現行のまま新市に引き継ぐこと。」として確認されましたが、1市4町では同種の事業がないことから、「新市移行後速やかに調整する。」ということとしております。

次に、住民関係及びその他関係につきましては、変更ございません。

協議第35号、協定項目18「町名、字名の取扱い」でございます。町名、字名の取扱いについては、枠組み変更により「2市4町」を「1市4町」に記述の変更を行ったもので、実質的な変更はございません。

協議第36号、協定項目20の「国民健康保険事業の取扱い」でございます。まず、国民健康保険料についてでございます。この調整においては、実質的な変更はございませんが、枠組み変更により、賦課形態・賦課方式・賦課割合の項目で、「山口市・防府市の例」を「山口市の例」により、納付回数・納期の項目で「山口市・防府市・秋穂町・阿知須町の例」を「山口市・秋穂町・阿知須町の例」に記述の変更を行ったものでございます。また、任意給付の中では、葬祭費の項目で、2市4町では「防府市の例により調整する。」と確認をしましたが、防府市の葬祭費5万円を取り入れることで、「新たに制度等を創設する。」に変更しております。その他の国民健康保険事業については、変更ございません。

協議第37号、協定項目21「介護保険事業の取扱い」でございます。この取扱いにおきましては、「介護相談員派遣事業」で変更がございます。2市4町では、「新市移行後、速やかに調整する。」としておりましたが、1市4町では、山口市のみの実施事業であるものの、介護相談員派遣の必要性が高いことから新市においては拡大する方向で調整し、「山口市の例により調整する。」としたものでございます。説明は以上でございます。

【合志議長】

ただ今、事務局から説明がありました、協議第30号及び協議第32号から第37号までの協議事項で、ご意見ご質問があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

【山本武義委員】

協定項目18の町名・字名の取扱いについて意見を述べさせていただきます。これは2市4町で一応確認されておりますが、資料5の146ページですね、これに資料が出ておりますが、ご存知のように徳地町さんについては十幾つかの地名が入っておるわけです。そして秋穂町は東、西と二つの地名が入っておるわけです。阿知須町さんについては該当なしと。阿知須町何番地というふうな表示になるのかと思うんですが、このあたりでわかりづらいですね。秋穂町の場合、約9割弱が東になるわけです。したがって阿知須町さんと同じような状況に近いわけです。

先般から新聞等を見ましても、秋穂町東の県道で事故があったとか、どこそこで火事があったとかいうのが、ほとんどこういう表示の仕方になるわけですね。いわゆる当然、地区の名前はあるわけですが、このようなことで非常に、今からいろんな地区の交流とかということがあると、やはりこの地名というのが大事になるのではなからうかというふうに思います。

したがって当然、これは2市4町の確認済みのことですから、とやかくはないんですが、合併したら早急に見直しをしていただきたいというふうに考えております。よろしくをお願いします。

【合志議長】

ご意見として承ります。他に、それでは、協議第30号及び協議第32号から協議第37号までの7項目につきましては、原案のとおり確認させていただいたものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【合志議長】

それでは原案のとおり確認いたします。

続きまして、協議第38号「各種事務事業(広報広聴事業)の取扱い」から、最後の協議第48号「各種事務事業(その他事業)の取扱い」までは2市4町で既に確認済みの事項でございますので、事務局から一括して説明をし、その後、先ほどと同様に説明の後、まとめて協議・確認してまいりたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【山根計画調整課長】

それでは引き続き比較表のほうをお開きください。10ページをお開きくださいませ。協定項目22(3)「各種事務事業(広報広聴事業)の取扱い」からご説明させていただきます。広報広聴事業については3件ございます。変更は市・町広報紙の1件です。これは枠組み変更により「山口市・防府市・阿知須町の例」を「山口市・阿知須町の例」に変更するもので、その他のものについては変更はございません。

次に協議第39号、協定項目22(5)「各種事務事業(高齢者福祉事業)の取扱い」でございます。この事業につきましては、33件を調整しております。変更を生じたものについてのみご説明させていただきます。

まず、「外出支援サービス」についてでございます。2市4町では、「防府市の例により調整する。」となっておりますが、防府市の制度を取り入れることとし、「新たに制度を創設する。」ものでございます。

次に、「介護予防事業」でございますが、2市4町の時にはお示ししておりませんでした。介護予防事業の重要性が増加し、介護予防ミニデイサービス等、拡張が見込まれる事業も含まれるため、今回提示させていただき、1市4町において調整をした結果、「新市移行後、速やかに調整する。ただし、介護予防ミニデイサービスについては山口市の例により調整する。」こととしております。

次に「敬老会関係事業」でございますが、2市4町では、「防府市の例により調整する。ただし、開

催方法については、随時調整する。」ことと確認されましたが、2市4町では、敬老会の主催を社会福祉協議会とする方向で調整することとしましたが、主催者移行に若干の時間的猶予が必要なことから、「新市移行後、速やかに調整する。」こととしております。次に「老人福祉電話貸与」でございますが、実質的な変更はございませんが枠組み変更により、「山口市の例により調整する。」とする記述変更でございます。

次に「公共交通利用優遇事業」でございますが、2市4町では、「新市移行後、速やかに調整する。」と確認されましたが、1市4町では、「山口市の例により調整する。ただし、改正後の制度を基にするものとする。」こととしております。なお、改正予定の要綱概要は現況欄にお示ししております。ご覧ください。

次に「ふれあいいきいきサロン運営助成事業」でございますが、社会情勢の変化や元気老人対策として重要性が増してきたことも考慮し、「新たに制度を創設する。」としたものでございます。

次に「在宅緩和ケア推進事業」でございますが、これも今回新たに調整をお願いするものでございますが、告知された方が自分の住みなれた所でケアを受けたい、がん末期患者を対象としたサービスでございます。次に「山口市の例により調整する。」こととし、新市において拡張していくこととしております。「在日外国人等福祉給付金」でございますが、防府市・山口市の例の支給要綱がほぼ同じことから「山口市の例により調整する。」こととしております。

協議第40号、協定項目22(6)「各種事務事業(障害者福祉事業)の取扱い」でございます。この事業については、全部で36件調整しております。ここで資料の訂正をお願いいたします。[資料6](#)、現況調書等を製本しておるものですが、これの70ページをお開きください。この事業は保健所所管の事業で合併による所管外等も含め、関係機関との協議の中で調整することとなりますので、削除させていただきます。なお、これに伴いこれ以降76ページまでを、それぞれ1ページずつ繰り上げてくださるようお願いいたします。削除していただく事業名ですが、精神障害者「憩いの家」でございます。

それでは、説明を続けさせていただきます。総括比較表のほうをご覧ください。まず、心身障害児デイケア推進事業、入浴サービス事業、生活訓練事業、進行性筋萎縮症療養等給付事業、身体障害者自動車訓練、身体障害者自動車改造助成、特別障害者手当、特別児童扶養手当の8事業につきましては、実質的な制度、事業の変更はございませんが、枠組み変更により「山口市、防府市の例」を「山口市の例」に記述の変更を行ったものでございます。

次に、「心身障害者扶養共済制度掛金助成」でございますが、調整方針そのものに変更はございませんが、防府市の加入者が納付していた1口の共済掛金の2分の1を助成する制度を取り入れまして、「新たに制度を創設する。」こととしております。

次に、「補装具の給付・修理」でございますが、調整方針そのものに変更はございませんが、事業効果が薄れていることにより、ただし書きの部分の単独事業については、「速やかに調整する。」の部分の廃止の方向で検討することとしております。

次に「身体障害者生活支援事業」でございますが、実質的な変更はございませんが、枠組み変更により、「山口市の例により調整する。」と記述の変更するものでございます。なお、この事業は、30万都市圏の2箇所、支援センターを設置することができることから、現在徳地町においては、防府市・徳地地域でのセンターで事業を展開していることから、「ただし、徳地町については、速やかに調整する。」とするただし書きを追加したものでございます。

次に、「知的障害者施設通園バス助成」でございますが、2市4町では「新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。」と確認されましたが、1市4町では、支援費制度に含まれた措置とされていることから「廃止の方向で検討する。」こととしております。

最後に「重度心身障害児福祉手当」でございますが、支給要件等、相違が軽微なことから新市発足時までに統一することで、「新たに制度等を創設する。」こととしております。

次に協議第41号、協定項目22(7)「各種事務事業(児童福祉事業)の取扱い」でございます。この事業では12件のうち変更のあった事業は4件でございます。まず、「児童クラブ」でございます

が、「保育料は統一の方向で調整する。」を「保育料は統一する。」と表記替えるものでございます。

次に「乳幼児健康支援一時預かり事業」でございますが、他の子育て支援事業との整合性を図り、また防府市の制度を取り入れた上で「新たに制度等を創設する。」こととしております。具体的には低所得者対策として減免規定を導入することとするものでございます。

次に、「ちびっこ広場設置補助事業」でございますが、策定予定の次世代育成行動計画との整合性を図ることから、3年間で21年度とするものでございます。

最後、「助産扶助費」でございますが、2市4町では「防府市の例により調整する。」と確認をされましたが、1市4町でも同様に防府市の制度を取り入れ、「新たに制度を創設する。」こととしております。

次に協議第42号、協定項目22(8)「各種事務事業(その他の社会福祉事業)の取扱い」でございます。この事業については、全部で4件のうち変更のあった事業は2件でございます。まず、「民生・児童委員、主任児童委員」でございますが、2市4町では、新市移行後、「速やかに調整する。」という事で確認されましたが、1市4町では、新市民生委員児童委員協議会が一本化する中で、「新たな制度を創設し調整する。」こととしております。次に「低所得者等見舞金」でございますが、2市4町では、「山口市の例により調整する。」こととしておりましたが、県において事業目的が同一である見舞金制度が廃止されたこととの均衡を図る必要性があることから「廃止の方向で検討する。」こととしております。

次に、協議第43号、協定項目22(9)「各種事務事業(保健・医療事業)の取扱い」でございます。この取扱いについては、2件の変更がございます。「乳幼児健康診査」につきましては、新しい枠組みにおいて、相違がないことから、「現行のまま新市に引き継ぐ。」ものでございます。次に2市4町では、「1歳6ヶ月、3歳児健康診」は「新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。」こととしておりましたが、集団健診・個別健診のどちらもメリット・デメリットがあり、住民の意見も勘案する必要があることから、「新市移行後は現行どおりとし、早い時期に健康診査の実施方法を統一する方向で、新市移行後、速やかに調整する。」ものでございます。

次に、協議第44号、協定項目22(10)「各種事務事業(生活環境事業)の取扱い」でございます。生活環境事業については8件ございます。変更が2件ございます。まず、廃棄物処理手数料の減免についてですが、枠組み変更するもので、2市4町時の確認内容と、減免対象の内容が酷似していること、また、減免の目的を考慮し、「山口市・小郡町の例により調整する。」と変更するものでございます。

次のページになりますが、次に、一般廃棄物処理業等の許可申請手数料についてですが、こちらについても枠組み変更により調整案を変更するもので、許可申請手数料は徴収する方向で、小郡町を基に「新たに制度を創設する。」と変更するものでございます。

次に協議第45号、協定項目22(11)「各種事務事業(農林水産事業)の取扱い」でございます。この事業については6件調整を行いました。2市4町時と変更はございません。

次に協議第46号、協定項目22(12)「各種事務事業(商工・観光事業)の取扱い」でございます。商工・観光事業は全部で5件でございますが、このうち変更のあった事業は2件でございます。はじめに、「制度融資・小口事業資金」でございますが、2市4町では主に山口市と防府市が多様な制度となっておりましたことから、両市の制度をすり合わせるという内容で、「山口市・防府市の例により調整する。」こととしておりましたが、基本的に山口市と防府市の制度が類似していることから、「山口市の例により調整する。」こととしております。次に、「雇用対策支援事業」でございますが、こちら先ほど同様の考え方で、「山口市の例により調整する。」こととしております。

次に、協議第47号、協定項目22(19)「各種事務事業(コミュニティ施策)の取扱い」でございます。この事業については4件調整を行いました。変更はございません。

次に、協議第48号、協定項目22(20)「各種事務事業(その他事業)の取扱い」でございます。こちらが全部で3件の調整を行いました。変更はございません。説明は以上でございます。

【合志議長】

それではただ今、事務局から説明がありました。協議第38号から第48号までの協議事項で、ご意

見ご質問があればお願いいたします。

(「トイレ休憩をとってもらえませんか。」の声)

【合志議長】

わかりました。暫時休憩いたします。5分の休憩といたします。

[午後6時55分～午後7時05分 休憩]

【合志議長】

それでは会議を再開いたします。発言があれば。

【氏永東光委員】

かなり時間も経っておりますから端的に申し上げます。一点はですね、今、調整案で事務局のほうも考えておられると思うんですが、調整案でいろいろ新しく制度をつくるとか、廃止するとかいろいろございますが、この新しい市になった時にこの数値がどのくらいですね、新市に負担を掛けるのか、いやこれだけ減免できるんだとかいう、早めにですね、そういう財政の負担軽減、これの一覧表というのをやっぱりお出しをいただかんと、今の話を聞いて、前に聞いた話ですからあれですが、数字的にないとなかなか把握が難しいと思っております。これは要望と意見です。

それともう一つは、今総括的に言わないと、どこをどうやってわからんようになりましたので、各地域の発展計画といいますが、まちづくりということは当然必要でございますから、それと相まって忘れていけない地域の一体感、これを忘れるとですね、まちづくり審議会とかいろいろございますが、これも大変必要ですが一体化を図るということの中で、こういう制度もまちづくり協議会のところも言わないといけなかったのですが、10年というふうになっておりますが、10年というのは長すぎるのではないか。あるいは地域のエリアを固定化するのではないかという5年にしたらいいんじゃないかという意見もうちの議会の中では出ております。

それともう一つは前納報奨金につきまして、税務の関係ですが、これについて山口は一括払える人は優遇されるという面もあって廃止をした経過もございますので、こういう面も一体化の中で早めにいろいろなものは調整をしていっていただきたいと、こういうことで以上でございます。終わります。

【合志議長】

調整案の財政についての影響につきましての資料のことにつきましては、事務局からご説明をお願いします。

【重見事務局長】

今、ご指摘がございましたように、この調整案が完了、いわゆる確認いたしますと、次回9月30日を予定しておりますが、それには間に合うようにわかる範囲の影響枠等についてはお示しをしたいというふうに思っております。

【合志議長】

他に、ご意見ご質問、よろしいでしょうか。

それでは、協議第38号から協議第48号までの11項目につきましては、原案のとおり確認させていただいたものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【合志議長】

それでは、原案のとおり確認いたします。

最後になりますが、会議次第の6「その他」に入ります。委員の皆様、「その他」ということで何か

ご発言ありますか。

【氏永東光委員】

その他の項ということでございますが、今1市4町でまちづくりをおのこの自治体で皆やっているわけでございますが、私たちは安心はしておりますが、二つほど少しご発言をいただきたいと思っておりますのは、まず一点は徳地町においてですね、住民の運動があるということで、大変よくわかりづらいうと、だからこれについて徳地町の今の動き、将来にわたってですね、町長の考え方、あるいは1市4町にかける決意といえますか、そういうもののお話をいただきたい。

それと、もう一点は大変同じですが、小郡町におきましても非常に住民の動きがあるということでございますから、それについても小郡町の町長さんの、信頼はしております、信頼はしておりますが、その安心はしちゃあいけんという気は当然いたしますので、これにかける1市4町にかける町長の熱き思い、決意のほどといえますか、私は今の住民投票条例の動きを見ましても、かなりのところまでは、そりゃあ憶測ですからわかりませんが、そういう時になってもですね、1市4町にかける決意、これをやはり言っていただければですね、みんなも安心するんじゃないかと思っておりますので、両町長さんに大変大好きですし、信頼はしておりますが、その思いを改めてお述べいただきたいと思っております。すいませんがよろしくお願いたします。

【伊藤副会長】

ご指名がありましたので、うちの場合は合併特例法の第4条で、いわゆる住民の方が防府市さんと法定協をつくって欲しいという、そういう請求でありまして、これは有権者の50分の1、うち是有権者が約7千220人ですので、140人あれば、それができます。

この7日に代表者の方が町の選管のほうに出されて、今から審査をしますが、新聞等では240人、割合で言いますと有権者の3.3%ですね。それがありまして、今後これが正式に数が確定すればですね、まず防府市さんのほうに法定協を立ち上げるかどうかを確認するようになります。

で、防府市さんがもう徳地町と法定協を立ち上げないというのならそれで終わります。防府市さんが徳地町と法定協を立ち上げてもいいとなりますと、今度徳地町議会にそれを否決されれば今度は、それを住民の方が6分の1、徳地町では1,200人の署名を集めてですね、今度住民投票をかけて、過半数にいけば、防府市と徳地町の法定協が立ち上がると、そういう制度になってますが、徳地町は今まで執行部、それから議会もほとんどの議員の方が1市3町さんと一緒にやっていくということで、今日臨みましたし、徳地町では自治会長集会、また徳地町旧村5地区がありまして、そこで説明会をしましてですね、住民にアンケートをいたしまして、約70%近い住民の方がですね、1市4町でやっていきたいというそういう思いがあって、今日この場に臨んで来たわけで、徳地町といたしましてはですね、当然100%というのはないわけではありますが、今後また新市計画が出れば住民説明会もするわけで、その中で町民の方のご理解をいただく中で、この1市4町で新市を建設すべく、いきたいと、そういうふうに考えておりますので、また町民の多くの方のご理解もいただいていると思っておりますし、また今後もいただくべく努力をしていく決意でありますので、その辺、ぜひご理解いただきたいと、こういうふうに思っています。

【岩城副会長】

今、氏永委員さんのほうからご心配をいただきましたが、町内で8月の20日から9月の19日までの期間において、住民投票条例の制定を求める署名活動が開始をされております。

皆さんご承知のとおり、小郡町はこれまでの山口との合併問題においても、なりかけて壊れたケースが何回もあります。そのような状況ですので、私たちもこの住民投票条例を楽観視しているわけではございません。今、合併を推進する議員さん方と共に、地域での出前講座をさせていただいております。今週は台風が来ましたので、急遽、今それどころではない住民の方がいらっしゃいますから止めましたが、出前講座というかたちでしっかりと合併という中身についてお知らせをしているところであります。

集めるほう側はですね、有権者の半数以上を集めれば、せざるを得ないだろうと言うことで拍車をかけているようであります。ただ、署名した方も合併賛成者の方がかなり署名をいたしている状況があり

ます。合併反対というかたちでの署名をとらずに、とにかく合併はみんなで決めたらいいじゃないかということで、賛成者でもどうぞ書いてくださいというふうなかたちでいっていますので、その数字がすべて合併拒否ではないんですが、かなりの数集まるのではなからうかというふうには思っております。

ただ、私どもも一生懸命やっておりますし、この1市4町の中でも小郡町の主張してきたところもきちんと承認をしていただいておりますから、われわれも一生懸命もう少し頑張れば、地域の人たちもそれに対する回答が出てくるというふうに思っておりますので、ご心配要らないとは断言は申し上げられませんが、もう市町村合併については、小郡町としては前向きに必ず実現をさせるという、私個人はこの命をかけてやりたい、というふうに思っております。以上でございます。

【合志議長】

他に。

【氏永東光委員】

まだあるんかと、こう言われますが、はじめとしまして質問した立場ですから、今のお二人の町長のですね、熱き思い、これを決意を聞きましたので、ぜひ僕たちも応援して初期の目的を達成するようにやっていきたい、こういうふうに思っておりますし、大変力強く感じたということを述べまして、大変ありがとうございました。

【合志議長】

よろしいでしょうか。それでは、今後の日程等について、事務局から説明をお願いいたします。

【重政事務局次長】

それでは最後になりましたけれども、資料の一番最後なんです。157ページをちょっとお開き願いたいんですけども、今後の合併協議スケジュールについて少しご説明したいと思います。文字が小さくて申し訳ありませんけれども、協議会の開催につきましては、3回の開催を予定しております。日程につきましては、表の上のほうに書いてありますけれども、それから具体的な期日につきましては、下のほうの枠に第1回から3回目までの開催日時等をお示ししております。

合併手続きにつきましては、今後すべての協議事項を確認していただいた後、11月下旬から12月にかけて、合併協定調印それから各市町議会での議決、それから県知事への合併申請そして17年3月には県議会の議決等を予定しております。

合併協議項目につきましては、基本4項目等については、本日を含めまして第2回の協議会までに協議・確認をお願いしたいと思っておりますし、また新市建設計画につきましては、小委員会で協議・検討を行い9月末に計画案を確認していただき、住民説明会等でのご意見を踏まえ、11月下旬の協議会で最終確認をしていただきたいと思いますと考えております。

なお、各市町では、そこにも少し書いておりますけれども、10月以降住民説明会等の開催が予定されております。合併協議スケジュールにつきましては、以上でございます。

次に、次回の協議会について、そこに書いてありますけれども、ご説明いたしたいと思っております。9月30日(木)午後2時から、徳地町町民体育館において開催いたします。協議事項につきましては、本日提案されていない項目が1項目ございまして、「一部事務組合等の取扱い」について協議していただく予定です。また本日継続協議となっております合併の期日、それから議会議員の定数及び任期の取扱い等についても、それから計画もございまして、協議をお願いしたいと思います。会議の開催につきましては、開催の1週間前を目標に、協議資料と一緒に文書でご案内をいたしたいと考えております。事務局からは以上でございます。

【合志議長】

それでは、以上をもちまして、本日協議する事項は、終了いたしました。長時間のご協力誠にありがとうございました。

[午後7時20分 閉会]

会議の経過を記載し、その内容に相違のないことを証するため、ここに署名する。

署名委員 梶本 孟 生

署名委員 千々松 正 直